

令和6年第5回（11月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖ヶ浦市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第 1 号	袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について	9
議案第 2 号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
議案第 3 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
議案第 4 号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第 5 号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
議案第 6 号	袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5 6
議案第 7 号	袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 5
議案第 8 号	袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 6
議案第 9 号	袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	6 8
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
議案第 1 1 号	袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定について	7 2
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定について	7 6
議案第 1 3 号	契約の締結について（昭和中学校校舎増築工事（建築工事））	8 0
議案第 1 4 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第 1 9 号	教育委員会委員の任命について	8 2
議案第 2 0 号	袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	8 3
議案第 2 1 号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	8 6
議案第 2 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	8 7
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	8 9

令和6年第5回（11月招集） 袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件名等	関係部等
議案 第1号	袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について （主な内容） 都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い、開発行為及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。 施行日 令和7年4月1日	都市建設部
議案 第2号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の職員に係る給与の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日 ほか	総務部
議案 第3号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 一般職の職員の給与改定に準じて、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日 ほか	総務部
議案 第4号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の任期付職員に係る給与を改定するとともに、特定任期付職員に勤勉手当等の支給を開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日 ほか	総務部
議案 第5号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	総務部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 6 号	袖ケ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い、開発行為の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	財政部
議案 第 7 号	袖ケ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	福祉部
議案 第 8 号	袖ケ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	福祉部
議案 第 9 号	袖ケ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	環境経済部
議案 第 1 0 号	袖ケ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 企業の設備投資に対する奨励措置の見直し及び有効期限の延長を行うことにより、更なる設備投資を促進し、本市の産業基盤の強化及び持続的な発展を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	環境経済部
議案 第 1 1 号	袖ケ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定について (主な内容) 袖ケ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。	市民子育て部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 1 2 号	袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。	福祉部
議案 第 1 3 号	契約の締結について (昭和中学校校舎増築工事 (建築工事)) (主な内容) 昭和中学校校舎増築工事 (建築工事) の請負について、袖ヶ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。	総務部
議案 第 1 4 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算 (第 6 号) (主な内容)	財政部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	3 1 4 億 9 千 8 9 0 万 7 千円 3 1 0 億 5 千 8 8 7 万 7 千円 4 億 4 千 3 万円	
議案 第 1 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (主な内容)	市民子育て 部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	6 1 億 1 千 7 8 4 万 3 千円 6 1 億 9 7 1 万 7 千円 8 1 2 万 6 千円	
議案 第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (主な内容)	市民子育て 部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	9 億 3 千 1 1 0 万 3 千円 9 億 3 千 1 9 万 3 千円 9 1 万円	
議案 第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (主な内容)	福祉部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	5 1 億 4 7 8 万 4 千円 5 0 億 9 千 2 9 5 万円 1 千 1 8 3 万 4 千円	
議案 第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (主な内容) 補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 1 6 億 2 千 2 9 2 万 8 千円 1 6 億 2 千 1 2 7 万 3 千円 予定額の増減 1 6 5 万 5 千円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 8 億 4 千 6 6 9 万 1 千円 8 億 4 千 6 2 6 万 1 千円 予定額の増減 4 3 万円	都市建設部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 1 9 号	教育委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市教育委員会委員高野隆晃氏が令和6年12月20日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。	教育部
議案 第 2 0 号	袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について (主な内容) 事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、木更津市と協議を行うに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民子育て部
議案 第 2 1 号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (主な内容) 君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、救急急病医療事業に関する事務を除くため、規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。	企画政策部
議案 第 2 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (主な内容) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する団体の数の減少及び組合規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。	総務部
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について (主な内容) 令和6年10月31日をもって退任となった人権擁護委員の後任として武井千尋氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。	企画政策部

議案第 1 号資料

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する 条例の概要説明

1 条例制定の背景

千葉県では、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 12 年千葉県条例第 1 号）を定め、市町村の意向を踏まえた上で、住民の利便性向上や市町村独自のまちづくりに資する権限移譲に取り組んでいます。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく開発行為の許可（以下「開発許可」という。）に関する事務等の権限については、千葉県内において市街化区域と市街化調整区域の区分がされている 26 市町のうち、令和 5 年度末時点で 19 市が権限を有しております。

本市においても、千葉県知事からの開発許可に関する事務等の権限移譲により、将来の人口減少への対応や、既存コミュニティの維持、良好な居住環境の形成等を図ろうとするものです。

2 条例制定の目的

開発許可に関する事務等の権限移譲に伴い、地域の実情に沿ったまちづくりを行うことを目的として、開発行為及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成 13 年千葉県条例第 38 号）と同一の基準のほか、既存集落における自己居住用の専用住宅の建築の基準等を設けるとともに、道路整備基準の強化及び公園等設置基準の緩和を行うため、新たに条例を制定しようとするものです。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 県及び近隣市の状況

千 葉 県：平成 1 4 年 4 月 1 日施行

市 原 市：平成 1 4 年 4 月 1 日施行

木 更 津 市：平成 1 4 年 4 月 1 日施行

君 津 市：条例制定無し（権限未移譲）

富 津 市：条例制定無し（権限未移譲）

5 条例における基本的事項

第 1 条（趣旨）

この条例の趣旨について規定するものです。

第 2 条（定義）

この条例における用語の定義について規定するものです。

第 3 条（法第 3 3 条第 3 項の条例で定める技術的細目の制限の強化及び緩和）

法第 3 3 条第 3 項の条例で定める技術的細目の制限の強化及び緩和について規定するものです。

第 4 条（法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域）

法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域について規定するものです。

第 5 条（法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める予定建築物等の用途）

法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める予定建築物等の用途について規定するものです。

第 6 条（法第 3 4 条第 1 1 号に該当すると認める開発行為）

法第 3 4 条第 1 1 号に該当すると認める開発行為について規定するものです。

第7条（法第34条第12号の条例で定める開発行為）

法第34条第12号の条例で定める開発行為について規定するものです。

第8条（政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物）

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物について規定するものです。

第9条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則によることについて規定するものです。

附則

第1項（施行期日）

この条例の施行日を令和7年4月1日と規定するものです。

第2項（経過措置）

第4条第1項に規定する法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を市長が指定する日までの間は、千葉県知事が指定した土地の区域を市長が指定する土地の区域とみなすことについて規定するものです。

第3項

附則第2項の規定により市長が指定する土地の区域とみなした土地の区域は、第4条第3項の規定により告示したものとみなすことについて規定するものです。

第4項（準備行為）

第4条第2項の規定による袖ヶ浦市都市計画審議会への諮問その他の必要な準備行為は、この条例の施行前に行うことができることについて規定するものです。

第1条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(初任給、昇格及び昇給) 第6条 (略) 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、<u>第5条第2項</u>の規定により任命権者が決定する。 (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該	(初任給、昇格及び昇給) 第6条 (略) 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、<u>前条第2項</u>の規定により任命権者が決定する。 (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 別表第1（第5条関係） ※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表（第1条関連）を参照のこと。	職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 別表第1（第5条関係） ※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表（第1条関連）を参照のこと。
---	---

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例参考資料

別表第 1

給料表改定前・改定後新旧対照表（第 1 条関連）

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
	円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1	162,100	183,500	21,400	13.20%	208,000	230,000	22,000	10.58%	240,900	261,300	20,400	8.47%	271,600	287,300	15,700	5.78%
2	163,200	184,600	21,400	13.11%	209,700	231,500	21,800	10.40%	242,400	262,300	19,900	8.21%	273,200	288,900	15,700	5.75%
3	164,400	185,800	21,400	13.02%	211,400	233,000	21,600	10.22%	243,800	263,300	19,500	8.00%	274,700	290,400	15,700	5.72%
4	165,500	186,900	21,400	12.93%	212,900	234,500	21,600	10.15%	245,200	264,300	19,100	7.79%	276,300	291,900	15,600	5.65%
5	166,600	188,000	21,400	12.85%	214,400	236,000	21,600	10.07%	246,400	265,300	18,900	7.67%	277,800	293,400	15,600	5.62%
6	167,700	189,700	22,000	13.12%	216,200	237,500	21,300	9.85%	248,000	266,300	18,300	7.38%	279,500	294,900	15,400	5.51%
7	168,800	191,300	22,500	13.33%	217,900	239,000	21,100	9.68%	249,500	267,300	17,800	7.13%	281,300	296,300	15,000	5.33%
8	169,900	192,900	23,000	13.54%	219,600	240,500	20,900	9.52%	250,900	268,300	17,400	6.94%	283,100	297,600	14,500	5.12%
9	170,900	194,500	23,600	13.81%	221,100	242,000	20,900	9.45%	252,000	269,300	17,300	6.87%	284,800	298,800	14,000	4.92%
10	172,300	196,200	23,900	13.87%	222,600	243,400	20,800	9.34%	253,400	270,300	16,900	6.67%	286,700	300,300	13,600	4.74%
11	173,600	197,800	24,200	13.94%	224,100	244,800	20,700	9.24%	254,900	271,300	16,400	6.43%	288,500	301,800	13,300	4.61%
12	174,900	199,400	24,500	14.01%	225,600	246,200	20,600	9.13%	256,200	272,300	16,100	6.28%	290,300	303,200	12,900	4.44%
13	176,100	201,000	24,900	14.14%	226,800	247,400	20,600	9.08%	257,500	273,300	15,800	6.14%	292,100	304,600	12,500	4.28%
14	177,600	202,700	25,100	14.13%	228,200	248,600	20,400	8.94%	258,700	274,300	15,600	6.03%	293,700	305,700	12,000	4.09%
15	179,100	204,400	25,300	14.13%	229,600	249,800	20,200	8.80%	259,900	275,300	15,400	5.93%	295,100	306,700	11,600	3.93%
16	180,700	206,100	25,400	14.06%	231,000	251,000	20,000	8.66%	261,100	276,400	15,300	5.86%	296,500	307,900	11,400	3.84%
17	181,800	207,400	25,600	14.08%	232,400	252,100	19,700	8.48%	262,300	277,400	15,100	5.76%	298,000	309,100	11,100	3.72%
18	183,200	209,000	25,800	14.08%	234,000	253,200	19,200	8.21%	263,600	278,700	15,100	5.73%	300,000	310,700	10,700	3.57%
19	184,600	210,600	26,000	14.08%	235,500	254,300	18,800	7.98%	264,900	280,000	15,100	5.70%	302,000	312,300	10,300	3.41%
20	186,000	212,100	26,100	14.03%	236,900	255,400	18,500	7.81%	266,200	281,200	15,000	5.63%	303,800	313,900	10,100	3.32%
21	187,300	213,600	26,300	14.04%	238,100	256,400	18,300	7.69%	267,600	282,500	14,900	5.57%	305,500	315,400	9,900	3.24%
22	189,600	215,200	25,600	13.50%	239,700	257,400	17,700	7.38%	269,100	283,800	14,700	5.46%	307,400	317,000	9,600	3.12%
23	191,800	216,800	25,000	13.03%	241,200	258,400	17,200	7.13%	270,700	285,000	14,300	5.28%	309,300	318,600	9,300	3.01%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
24	194,000	218,400	24,400	12.58%	242,600	259,400	16,800	6.92%	272,200	286,200	14,000	5.14%	311,100	320,200	9,100	2.93%
25	196,200	220,000	23,800	12.13%	243,600	260,400	16,800	6.90%	273,800	287,300	13,500	4.93%	312,800	321,700	8,900	2.85%
26	197,900	221,700	23,800	12.03%	245,100	261,300	16,200	6.61%	275,500	288,500	13,000	4.72%	314,800	323,400	8,600	2.73%
27	199,400	223,000	23,600	11.84%	246,400	262,200	15,800	6.41%	277,100	289,800	12,700	4.58%	316,800	325,000	8,200	2.59%
28	200,900	224,300	23,400	11.65%	247,600	263,100	15,500	6.26%	278,700	291,100	12,400	4.45%	318,700	326,600	7,900	2.48%
29	202,400	225,600	23,200	11.46%	248,700	263,900	15,200	6.11%	280,300	292,400	12,100	4.32%	320,400	328,000	7,600	2.37%
30	203,800	226,700	22,900	11.24%	249,700	264,700	15,000	6.01%	281,800	293,400	11,600	4.12%	322,400	329,700	7,300	2.26%
31	205,200	227,800	22,600	11.01%	250,600	265,500	14,900	5.95%	283,300	294,400	11,100	3.92%	324,400	331,400	7,000	2.16%
32	206,600	228,900	22,300	10.79%	251,500	266,300	14,800	5.88%	284,800	295,500	10,700	3.76%	326,400	333,000	6,600	2.02%
33	208,000	230,000	22,000	10.58%	252,400	267,000	14,600	5.78%	285,900	296,600	10,700	3.74%	327,600	334,200	6,600	2.01%
34	209,300	231,100	21,800	10.42%	253,300	267,800	14,500	5.72%	287,500	297,800	10,300	3.58%	329,600	336,100	6,500	1.97%
35	210,600	232,200	21,600	10.26%	254,100	268,600	14,500	5.71%	289,000	298,900	9,900	3.43%	331,500	337,800	6,300	1.90%
36	211,900	233,300	21,400	10.10%	254,900	269,300	14,400	5.65%	290,500	300,100	9,600	3.30%	333,500	339,400	5,900	1.77%
37	213,200	234,400	21,200	9.94%	255,600	270,000	14,400	5.63%	291,900	301,300	9,400	3.22%	335,400	340,900	5,500	1.64%
38	214,400	235,400	21,000	9.79%	256,700	270,800	14,100	5.49%	293,500	302,600	9,100	3.10%	337,300	342,500	5,200	1.54%
39	215,600	236,400	20,800	9.65%	257,900	271,600	13,700	5.31%	295,100	303,900	8,800	2.98%	339,200	344,100	4,900	1.44%
40	216,700	237,300	20,600	9.51%	259,000	272,300	13,300	5.14%	296,700	305,200	8,500	2.86%	341,100	345,700	4,600	1.35%
41	217,800	238,200	20,400	9.37%	260,200	273,000	12,800	4.92%	298,200	306,500	8,300	2.78%	342,900	347,400	4,500	1.31%
42	218,900	239,100	20,200	9.23%	261,400	273,800	12,400	4.74%	299,800	307,800	8,000	2.67%	344,800	349,200	4,400	1.28%
43	219,900	239,900	20,000	9.10%	262,500	274,600	12,100	4.61%	301,300	309,100	7,800	2.59%	346,600	351,000	4,400	1.27%
44	220,900	240,700	19,800	8.96%	263,600	275,300	11,700	4.44%	302,800	310,400	7,600	2.51%	348,400	352,800	4,400	1.26%
45	221,800	241,400	19,600	8.84%	264,700	276,000	11,300	4.27%	304,400	311,700	7,300	2.40%	349,900	354,300	4,400	1.26%
46	222,700	242,000	19,300	8.67%	265,800	276,700	10,900	4.10%	306,000	313,000	7,000	2.29%	351,300	355,700	4,400	1.25%
47	223,600	242,600	19,000	8.50%	266,900	277,400	10,500	3.93%	307,600	314,300	6,700	2.18%	352,700	357,100	4,400	1.25%
48	224,500	243,200	18,700	8.33%	267,900	278,100	10,200	3.81%	309,100	315,400	6,300	2.04%	354,200	358,500	4,300	1.21%
49	225,400	243,800	18,400	8.16%	268,900	278,800	9,900	3.68%	310,000	316,300	6,300	2.03%	355,700	360,000	4,300	1.21%
50	226,300	244,400	18,100	8.00%	269,900	279,500	9,600	3.56%	311,500	317,600	6,100	1.96%	356,500	360,800	4,300	1.21%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
51	227,200	245,000	17,800	7.83%	270,900	280,200	9,300	3.43%	313,000	318,900	5,900	1.88%	357,500	361,800	4,300	1.20%
52	228,100	245,500	17,400	7.63%	271,800	280,900	9,100	3.35%	314,600	320,200	5,600	1.78%	358,500	362,800	4,300	1.20%
53	228,900	246,000	17,100	7.47%	272,700	281,500	8,800	3.23%	316,200	321,400	5,200	1.64%	359,400	363,700	4,300	1.20%
54	229,800	246,400	16,600	7.22%	273,600	282,200	8,600	3.14%	317,800	322,700	4,900	1.54%	360,500	364,800	4,300	1.19%
55	230,700	246,700	16,000	6.94%	274,500	282,800	8,300	3.02%	319,300	323,900	4,600	1.44%	361,400	365,700	4,300	1.19%
56	231,500	247,000	15,500	6.70%	275,400	283,500	8,100	2.94%	320,800	325,100	4,300	1.34%	362,400	366,700	4,300	1.19%
57	231,800	247,300	15,500	6.69%	276,300	284,100	7,800	2.82%	322,200	326,400	4,200	1.30%	363,300	367,600	4,300	1.18%
58	232,600	247,600	15,000	6.45%	277,200	284,800	7,600	2.74%	323,400	327,500	4,100	1.27%	364,000	368,300	4,300	1.18%
59	233,300	247,900	14,600	6.26%	278,100	285,400	7,300	2.62%	324,500	328,600	4,100	1.26%	364,700	369,000	4,300	1.18%
60	233,900	248,200	14,300	6.11%	279,000	286,100	7,100	2.54%	325,600	329,700	4,100	1.26%	365,300	369,600	4,300	1.18%
61	234,500	248,500	14,000	5.97%	280,000	286,700	6,700	2.39%	326,300	330,400	4,100	1.26%	365,700	370,000	4,300	1.18%
62	235,200	248,800	13,600	5.78%	281,000	287,400	6,400	2.28%	327,200	331,300	4,100	1.25%	366,300	370,600	4,300	1.17%
63	235,800	249,100	13,300	5.64%	281,900	288,000	6,100	2.16%	328,000	332,000	4,000	1.22%	367,000	371,300	4,300	1.17%
64	236,300	249,400	13,100	5.54%	282,800	288,500	5,700	2.02%	328,800	332,800	4,000	1.22%	367,700	372,000	4,300	1.17%
65	236,800	249,700	12,900	5.45%	283,300	289,000	5,700	2.01%	329,600	333,600	4,000	1.21%	368,000	372,300	4,300	1.17%
66	237,300	250,000	12,700	5.35%	284,000	289,600	5,600	1.97%	330,000	334,000	4,000	1.21%	368,700	373,000	4,300	1.17%
67	237,800	250,300	12,500	5.26%	284,700	290,100	5,400	1.90%	330,600	334,600	4,000	1.21%	369,400	373,700	4,300	1.16%
68	238,400	250,600	12,200	5.12%	285,600	290,700	5,100	1.79%	331,300	335,300	4,000	1.21%	370,000	374,300	4,300	1.16%
69	238,900	250,900	12,000	5.02%	286,600	291,200	4,600	1.61%	332,100	336,100	4,000	1.20%	370,300	374,600	4,300	1.16%
70	239,400	251,200	11,800	4.93%	287,400	291,700	4,300	1.50%	332,800	336,800	4,000	1.20%	370,900	375,100	4,200	1.13%
71	239,900	251,500	11,600	4.84%	288,200	292,300	4,100	1.42%	333,500	337,500	4,000	1.20%	371,600	375,700	4,100	1.10%
72	240,400	251,800	11,400	4.74%	289,000	292,900	3,900	1.35%	334,100	338,100	4,000	1.20%	372,200	376,300	4,100	1.10%
73	240,900	252,100	11,200	4.65%	289,700	293,400	3,700	1.28%	334,600	338,600	4,000	1.20%	372,500	376,600	4,100	1.10%
74	241,400	252,400	11,000	4.56%	290,200	293,900	3,700	1.27%	335,200	339,200	4,000	1.19%	373,100	377,200	4,100	1.10%
75	241,800	252,700	10,900	4.51%	290,600	294,300	3,700	1.27%	335,700	339,700	4,000	1.19%	373,800	377,900	4,100	1.10%
76	242,300	253,000	10,700	4.42%	291,000	294,600	3,600	1.24%	336,300	340,300	4,000	1.19%	374,400	378,500	4,100	1.10%
77	242,800	253,300	10,500	4.32%	291,200	294,800	3,600	1.24%	336,600	340,600	4,000	1.19%	374,800	378,900	4,100	1.09%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
78	243,300	253,600	10,300	4.23%	291,500	295,100	3,600	1.23%	337,100	341,100	4,000	1.19%	375,300	379,400	4,100	1.09%
79	243,800	253,900	10,100	4.14%	291,700	295,300	3,600	1.23%	337,500	341,500	4,000	1.19%	375,900	380,000	4,100	1.09%
80	244,300	254,200	9,900	4.05%	292,000	295,600	3,600	1.23%	337,900	341,900	4,000	1.18%	376,400	380,500	4,100	1.09%
81	244,700	254,500	9,800	4.00%	292,200	295,800	3,600	1.23%	338,300	342,300	4,000	1.18%	376,900	381,000	4,100	1.09%
82	245,200	254,800	9,600	3.92%	292,400	296,000	3,600	1.23%	338,800	342,800	4,000	1.18%	377,500	381,600	4,100	1.09%
83	245,600	255,100	9,500	3.87%	292,700	296,300	3,600	1.23%	339,300	343,300	4,000	1.18%	378,000	382,100	4,100	1.08%
84	246,000	255,400	9,400	3.82%	292,900	296,500	3,600	1.23%	339,800	343,800	4,000	1.18%	378,300	382,400	4,100	1.08%
85	246,400	255,700	9,300	3.77%	293,200	296,800	3,600	1.23%	340,100	344,100	4,000	1.18%	378,700	382,800	4,100	1.08%
86	246,800	256,000	9,200	3.73%					340,500	344,500	4,000	1.17%	379,200	383,300	4,100	1.08%
87	247,200	256,300	9,100	3.68%					341,000	344,900	3,900	1.14%	379,600	383,700	4,100	1.08%
88	247,600	256,600	9,000	3.63%					341,400	345,300	3,900	1.14%	380,000	384,100	4,100	1.08%
89	248,000	256,900	8,900	3.59%					341,700	345,600	3,900	1.14%	380,400	384,500	4,100	1.08%
90	248,500	257,200	8,700	3.50%					342,100	346,000	3,900	1.14%	380,900	385,000	4,100	1.08%
91	248,800	257,500	8,700	3.50%					342,600	346,400	3,800	1.11%	381,300	385,400	4,100	1.08%
92	249,100	257,800	8,700	3.49%					343,000	346,800	3,800	1.11%	381,700	385,800	4,100	1.07%
93	249,400	258,100	8,700	3.49%					343,200	347,000	3,800	1.11%	382,000	386,100	4,100	1.07%
94									343,600	347,400	3,800	1.11%	382,500	386,600	4,100	1.07%
95									344,100	347,800	3,700	1.08%	382,900	387,000	4,100	1.07%
96									344,500	348,200	3,700	1.07%	383,300	387,400	4,100	1.07%
97									344,700	348,400	3,700	1.07%	383,600	387,700	4,100	1.07%
98									345,100	348,800	3,700	1.07%				
99									345,500	349,200	3,700	1.07%				
100									345,800	349,500	3,700	1.07%				
101									346,100	349,800	3,700	1.07%				
102									346,500	350,200	3,700	1.07%				
103									346,900	350,600	3,700	1.07%				
104									347,300	351,000	3,700	1.07%				

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
105									347,800	351,500	3,700	1.06%				
106									348,200	351,900	3,700	1.06%				
107									348,600	352,300	3,700	1.06%				
108									349,000	352,700	3,700	1.06%				
109									349,500	353,200	3,700	1.06%				
110									349,900	353,600	3,700	1.06%				
111									350,200	353,900	3,700	1.06%				
112									350,500	354,200	3,700	1.06%				
113									351,000	354,700	3,700	1.05%				
114									351,300	355,000	3,700	1.05%				
115									351,600	355,300	3,700	1.05%				
116									351,800	355,500	3,700	1.05%				
117									352,200	355,900	3,700	1.05%				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	188,700	192,000	3,300	1.75%	216,200	219,500	3,300	1.53%	256,200	260,000	3,800	1.48%	275,600	279,700	4,100	1.49%
任期 付職 員	170,900	194,500	23,600	13.81%	208,000	230,000	22,000	10.58%	237,200	257,600	20,400	8.60%	264,900	280,600	15,700	5.93%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
	円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1	295,400	309,800	14,400	4.87%	323,100	335,000	11,900	3.68%	365,500	373,400	7,900	2.16%	410,300	415,600	5,300	1.29%
2	297,500	311,500	14,000	4.71%	325,300	336,900	11,600	3.57%	368,100	376,000	7,900	2.15%	412,700	418,000	5,300	1.28%
3	299,500	313,200	13,700	4.57%	327,500	338,700	11,200	3.42%	370,500	378,300	7,800	2.11%	415,200	420,500	5,300	1.28%
4	301,400	314,700	13,300	4.41%	329,500	340,500	11,000	3.34%	372,900	380,500	7,600	2.04%	417,600	422,900	5,300	1.27%
5	303,200	316,100	12,900	4.25%	331,500	342,200	10,700	3.23%	374,800	382,400	7,600	2.03%	419,500	424,800	5,300	1.26%
6	305,000	317,400	12,400	4.07%	333,500	343,900	10,400	3.12%	377,300	384,700	7,400	1.96%	421,600	426,900	5,300	1.26%
7	306,600	318,700	12,100	3.95%	335,400	345,500	10,100	3.01%	379,600	386,800	7,200	1.90%	423,700	429,000	5,300	1.25%
8	308,200	320,000	11,800	3.83%	337,300	347,200	9,900	2.94%	382,100	388,800	6,700	1.75%	425,900	431,200	5,300	1.24%
9	309,800	321,300	11,500	3.71%	339,200	348,800	9,600	2.83%	384,500	390,800	6,300	1.64%	427,800	433,100	5,300	1.24%
10	312,000	323,100	11,100	3.56%	341,200	350,500	9,300	2.73%	387,100	393,100	6,000	1.55%	429,900	435,200	5,300	1.23%
11	314,200	324,900	10,700	3.41%	343,200	352,100	8,900	2.59%	389,700	395,300	5,600	1.44%	432,000	437,300	5,300	1.23%
12	316,200	326,600	10,400	3.29%	345,200	353,700	8,500	2.46%	392,300	397,500	5,200	1.33%	433,900	439,200	5,300	1.22%
13	318,200	328,300	10,100	3.17%	347,000	355,200	8,200	2.36%	394,600	399,700	5,100	1.29%	435,600	440,900	5,300	1.22%
14	320,200	330,000	9,800	3.06%	349,000	356,900	7,900	2.26%	396,900	402,000	5,100	1.28%	437,400	442,700	5,300	1.21%
15	322,100	331,700	9,600	2.98%	350,900	358,500	7,600	2.17%	399,100	404,200	5,100	1.28%	439,300	444,600	5,300	1.21%
16	324,000	333,400	9,400	2.90%	352,800	360,100	7,300	2.07%	401,400	406,500	5,100	1.27%	441,200	446,500	5,300	1.20%
17	325,900	335,000	9,100	2.79%	354,500	361,700	7,200	2.03%	403,200	408,300	5,100	1.26%	443,000	448,300	5,300	1.20%
18	327,900	336,700	8,800	2.68%	356,500	363,500	7,000	1.96%	405,100	410,200	5,100	1.26%	444,800	450,100	5,300	1.19%
19	329,800	338,400	8,600	2.61%	358,300	365,000	6,700	1.87%	407,000	412,100	5,100	1.25%	446,600	451,900	5,300	1.19%
20	331,700	340,000	8,300	2.50%	360,200	366,600	6,400	1.78%	408,800	413,900	5,100	1.25%	448,300	453,600	5,300	1.18%
21	333,400	341,500	8,100	2.43%	362,100	368,000	5,900	1.63%	410,600	415,700	5,100	1.24%	450,100	455,400	5,300	1.18%
22	335,400	343,100	7,700	2.30%	364,000	369,600	5,600	1.54%	412,400	417,500	5,100	1.24%	451,600	456,900	5,300	1.17%
23	337,400	344,700	7,300	2.16%	365,900	371,200	5,300	1.45%	414,200	419,300	5,100	1.23%	453,000	458,300	5,300	1.17%
24	339,300	346,200	6,900	2.03%	367,800	372,700	4,900	1.33%	416,000	421,100	5,100	1.23%	454,500	459,800	5,300	1.17%
25	340,700	347,600	6,900	2.03%	369,700	374,600	4,900	1.33%	417,600	422,700	5,100	1.22%	455,900	461,200	5,300	1.16%
26	342,600	349,300	6,700	1.96%	371,600	376,500	4,900	1.32%	419,100	424,200	5,100	1.22%	457,200	462,500	5,300	1.16%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
27	344,500	350,900	6,400	1.86%	373,500	378,400	4,900	1.31%	420,600	425,700	5,100	1.21%	458,500	463,800	5,300	1.16%
28	346,400	352,500	6,100	1.76%	375,400	380,200	4,800	1.28%	422,100	427,200	5,100	1.21%	459,700	465,000	5,300	1.15%
29	348,000	353,700	5,700	1.64%	376,900	381,700	4,800	1.27%	423,600	428,700	5,100	1.20%	460,700	466,000	5,300	1.15%
30	349,900	355,200	5,300	1.51%	378,700	383,500	4,800	1.27%	424,900	430,000	5,100	1.20%	461,400	466,700	5,300	1.15%
31	351,700	356,700	5,000	1.42%	380,500	385,200	4,700	1.24%	426,200	431,300	5,100	1.20%	462,200	467,400	5,200	1.13%
32	353,500	358,200	4,700	1.33%	382,100	386,800	4,700	1.23%	427,400	432,500	5,100	1.19%	462,900	468,100	5,200	1.12%
33	355,300	359,900	4,600	1.29%	383,800	388,500	4,700	1.22%	428,600	433,700	5,100	1.19%	463,600	468,800	5,200	1.12%
34	357,100	361,700	4,600	1.29%	385,200	389,900	4,700	1.22%	429,900	435,000	5,100	1.19%	464,400	469,500	5,100	1.10%
35	358,800	363,400	4,600	1.28%	386,600	391,300	4,700	1.22%	431,200	436,300	5,100	1.18%	465,100	470,100	5,000	1.08%
36	360,500	365,100	4,600	1.28%	388,000	392,700	4,700	1.21%	432,400	437,500	5,100	1.18%	465,700	470,700	5,000	1.07%
37	361,900	366,500	4,600	1.27%	389,400	394,100	4,700	1.21%	433,600	438,700	5,100	1.18%	466,200	471,200	5,000	1.07%
38	363,200	367,800	4,600	1.27%	390,600	395,300	4,700	1.20%	434,400	439,500	5,100	1.17%	466,800	471,800	5,000	1.07%
39	364,500	369,000	4,500	1.23%	391,800	396,500	4,700	1.20%	435,200	440,300	5,100	1.17%	467,400	472,400	5,000	1.07%
40	365,900	370,400	4,500	1.23%	392,800	397,500	4,700	1.20%	436,000	441,100	5,100	1.17%	468,000	473,000	5,000	1.07%
41	367,000	371,500	4,500	1.23%	393,900	398,600	4,700	1.19%	436,600	441,700	5,100	1.17%	468,500	473,500	5,000	1.07%
42	367,900	372,400	4,500	1.22%	395,100	399,800	4,700	1.19%	437,300	442,300	5,000	1.14%	469,000	474,000	5,000	1.07%
43	368,900	373,400	4,500	1.22%	396,200	400,900	4,700	1.19%	438,000	442,900	4,900	1.12%	469,400	474,400	5,000	1.07%
44	370,000	374,500	4,500	1.22%	397,300	402,000	4,700	1.18%	438,700	443,500	4,800	1.09%	469,700	474,700	5,000	1.06%
45	370,800	375,300	4,500	1.21%	398,000	402,700	4,700	1.18%	439,500	444,200	4,700	1.07%	470,000	475,000	5,000	1.06%
46	371,700	376,200	4,500	1.21%	398,700	403,400	4,700	1.18%	440,300	445,000	4,700	1.07%	470,600	475,600	5,000	1.06%
47	372,600	377,100	4,500	1.21%	399,400	404,100	4,700	1.18%	440,700	445,400	4,700	1.07%	471,300	476,300	5,000	1.06%
48	373,400	377,900	4,500	1.21%	400,100	404,800	4,700	1.17%	441,400	446,100	4,700	1.06%	472,000	477,000	5,000	1.06%
49	374,200	378,700	4,500	1.20%	400,700	405,400	4,700	1.17%	441,900	446,600	4,700	1.06%	472,700	477,700	5,000	1.06%
50	375,000	379,500	4,500	1.20%	401,300	406,000	4,700	1.17%	442,300	447,000	4,700	1.06%	473,300	478,300	5,000	1.06%
51	375,800	380,300	4,500	1.20%	401,800	406,500	4,700	1.17%	442,700	447,400	4,700	1.06%	474,000	479,000	5,000	1.05%
52	376,500	381,000	4,500	1.20%	402,200	406,900	4,700	1.17%	443,100	447,800	4,700	1.06%	474,700	479,700	5,000	1.05%
53	377,200	381,700	4,500	1.19%	402,600	407,300	4,700	1.17%	443,500	448,200	4,700	1.06%	475,400	480,400	5,000	1.05%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
54	377,900	382,400	4,500	1.19%	402,900	407,500	4,600	1.14%	443,900	448,600	4,700	1.06%	476,000	481,000	5,000	1.05%
55	378,600	383,100	4,500	1.19%	403,200	407,800	4,600	1.14%	444,300	449,000	4,700	1.06%	476,700	481,700	5,000	1.05%
56	379,300	383,800	4,500	1.19%	403,500	408,100	4,600	1.14%	444,600	449,300	4,700	1.06%	477,400	482,400	5,000	1.05%
57	379,800	384,300	4,500	1.18%	403,800	408,400	4,600	1.14%	444,900	449,600	4,700	1.06%	478,100	483,100	5,000	1.05%
58	380,400	384,900	4,500	1.18%	404,100	408,700	4,600	1.14%	445,300	450,000	4,700	1.06%				
59	381,000	385,500	4,500	1.18%	404,400	409,000	4,600	1.14%	445,600	450,300	4,700	1.05%				
60	381,700	386,200	4,500	1.18%	404,700	409,300	4,600	1.14%	445,900	450,600	4,700	1.05%				
61	382,100	386,600	4,500	1.18%	405,000	409,500	4,500	1.11%	446,200	450,900	4,700	1.05%				
62	382,800	387,200	4,400	1.15%	405,300	409,800	4,500	1.11%	446,900	451,600	4,700	1.05%				
63	383,400	387,800	4,400	1.15%	405,600	410,100	4,500	1.11%	447,600	452,300	4,700	1.05%				
64	384,000	388,300	4,300	1.12%	405,900	410,400	4,500	1.11%	448,300	453,000	4,700	1.05%				
65	384,400	388,700	4,300	1.12%	406,200	410,600	4,400	1.08%	448,800	453,500	4,700	1.05%				
66	385,000	389,300	4,300	1.12%	406,500	410,900	4,400	1.08%								
67	385,600	389,900	4,300	1.12%	406,800	411,200	4,400	1.08%								
68	386,200	390,400	4,200	1.09%	407,100	411,500	4,400	1.08%								
69	386,600	390,800	4,200	1.09%	407,300	411,700	4,400	1.08%								
70	387,100	391,300	4,200	1.08%	407,600	412,000	4,400	1.08%								
71	387,600	391,800	4,200	1.08%	407,900	412,300	4,400	1.08%								
72	388,200	392,400	4,200	1.08%	408,100	412,500	4,400	1.08%								
73	388,500	392,700	4,200	1.08%	408,300	412,700	4,400	1.08%								
74	388,900	393,100	4,200	1.08%	408,600	413,000	4,400	1.08%								
75	389,300	393,500	4,200	1.08%	408,900	413,300	4,400	1.08%								
76	389,700	393,900	4,200	1.08%	409,100	413,500	4,400	1.08%								
77	390,000	394,200	4,200	1.08%	409,300	413,700	4,400	1.08%								
78	390,300	394,500	4,200	1.08%	409,600	414,000	4,400	1.07%								
79	390,600	394,800	4,200	1.08%	409,900	414,300	4,400	1.07%								
80	390,800	395,000	4,200	1.07%	410,100	414,500	4,400	1.07%								

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
81	391,000	395,200	4,200	1.07%	410,300	414,700	4,400	1.07%								
82	391,300	395,500	4,200	1.07%	410,600	415,000	4,400	1.07%								
83	391,600	395,800	4,200	1.07%	410,900	415,300	4,400	1.07%								
84	391,800	396,000	4,200	1.07%	411,100	415,500	4,400	1.07%								
85	392,000	396,200	4,200	1.07%	411,300	415,700	4,400	1.07%								
86	392,300	396,500	4,200	1.07%	411,900	416,300	4,400	1.07%								
87	392,600	396,800	4,200	1.07%	412,500	416,900	4,400	1.07%								
88	392,800	397,000	4,200	1.07%	413,100	417,500	4,400	1.07%								
89	393,000	397,200	4,200	1.07%	413,500	417,900	4,400	1.06%								
90	393,300	397,500	4,200	1.07%	414,100	418,500	4,400	1.06%								
91	393,600	397,800	4,200	1.07%	414,700	419,100	4,400	1.06%								
92	393,800	398,000	4,200	1.07%	415,300	419,700	4,400	1.06%								
93	394,000	398,200	4,200	1.07%	415,700	420,100	4,400	1.06%								
94	394,600	398,800	4,200	1.06%												
95	395,200	399,400	4,200	1.06%												
96	395,800	400,000	4,200	1.06%												
97	396,200	400,400	4,200	1.06%												
98	396,800	401,000	4,200	1.06%												
99	397,400	401,600	4,200	1.06%												
100	398,000	402,200	4,200	1.06%												
101	398,400	402,600	4,200	1.05%												
102	399,000	403,200	4,200	1.05%												
103	399,600	403,800	4,200	1.05%												
104	400,200	404,400	4,200	1.05%												
105	400,600	404,800	4,200	1.05%												
106																
107																

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
号 給	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B - A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B - A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B - A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B - A	引上率 (B-A)/A
108																
109																
110																
111																
112																
113																
114																
115																
116																
117																
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	290,700	294,900	4,200	1.44%	316,200	320,600	4,400	1.39%	358,000	362,700	4,700	1.31%	391,200	396,200	5,000	1.28%
任期 付職 員	280,500	294,900	14,400	5.13%	298,100	310,000	11,900	3.99%	328,200	336,100	7,900	2.41%	363,200	368,500	5,300	1.46%

第2条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
(初任給、昇格及び昇給) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が<u>7級</u>であるものについては3号給、<u>8級であるものについては0号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が<u>7級</u>であるものについては3号給、<u>8級であるものについては0号給</u>）」とあるのは、「0号給」とする。 8～10 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (略)	(初任給、昇格及び昇給) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が<u>7級以上</u>であるものについては3号給_____）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が<u>7級以上</u>であるものについては3号給_____）」とあるのは、「0号給」とする。 8～10 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる____父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及びその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円）____とする。

4 (略)

(扶養手当の支給)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号

____までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及びその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 (略)

(扶養手当の支給)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において

は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる_____父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる_____父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合

(5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、第23条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の_____午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____

は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合

(5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、第23条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）_____

(2) (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の3 第6条第3項から第10項まで、第11条、第12条____
____及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員____
____には適用しない。

2 第6条第3項から第10項まで、第11条、第12条、第13条及び第20条の2の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

3 (略)

附 則

11 令和2年4月1日から当分の間、第23条第1項に規定する職にある職員に対する給料の月額を支給に当たっては、当該給料の月額から、給料の月額に100分の6.4 を乗じて得た額に相当する額（この額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。ただし、地域手当、期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

12 前項の規定の適用を受ける職員においては、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、条例第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の6.4 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の3 第6条第3項から第10項まで、第11条、第12条、第13条及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

附 則

11 令和2年4月1日から当分の間、第23条第1項に規定する職にある職員に対する給料の月額を支給に当たっては、当該給料の月額から、給料の月額に100分の6.5 を乗じて得た額に相当する額（この額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。ただし、地域手当、期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

12 前項の規定の適用を受ける職員においては、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、条例第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の6.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

別表第1（第5条関係）

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表（第2条
関連）を参照のこと。

別表第1（第5条関係）

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表（第2条
関連）を参照のこと。

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例参考資料

別表第 1

給料表改定前・改定後新旧対照表（第 2 条関連）

1 級						2 級						3 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
	円		円	円			円		円	円			円		円	円	
1	183,500	1	183,500	0	0.00%	1	230,000	1	230,000	0	0.00%	1	261,300				
2	184,600	2	184,600	0	0.00%	2	231,500	2	231,500	0	0.00%	2	262,300				
3	185,800	3	185,800	0	0.00%	3	233,000	3	233,000	0	0.00%	3	263,300				
4	186,900	4	186,900	0	0.00%	4	234,500	4	234,500	0	0.00%	4	264,300				
5	188,000	5	188,000	0	0.00%	5	236,000	5	236,000	0	0.00%	5	265,300	1	265,300	0	0.00%
6	189,700	6	189,700	0	0.00%	6	237,500	6	237,500	0	0.00%	6	266,300	2	266,300	0	0.00%
7	191,300	7	191,300	0	0.00%	7	239,000	7	239,000	0	0.00%	7	267,300	3	267,300	0	0.00%
8	192,900	8	192,900	0	0.00%	8	240,500	8	240,500	0	0.00%	8	268,300	4	268,300	0	0.00%
9	194,500	9	194,500	0	0.00%	9	242,000	9	242,000	0	0.00%	9	269,300	5	269,300	0	0.00%
10	196,200	10	196,200	0	0.00%	10	243,400	10	243,400	0	0.00%	10	270,300	6	270,300	0	0.00%
11	197,800	11	197,800	0	0.00%	11	244,800	11	244,800	0	0.00%	11	271,300	7	271,300	0	0.00%
12	199,400	12	199,400	0	0.00%	12	246,200	12	246,200	0	0.00%	12	272,300	8	272,300	0	0.00%
13	201,000	13	201,000	0	0.00%	13	247,400	13	247,400	0	0.00%	13	273,300	9	273,300	0	0.00%
14	202,700	14	202,700	0	0.00%	14	248,600	14	248,600	0	0.00%	14	274,300	10	274,300	0	0.00%
15	204,400	15	204,400	0	0.00%	15	249,800	15	249,800	0	0.00%	15	275,300	11	275,300	0	0.00%
16	206,100	16	206,100	0	0.00%	16	251,000	16	251,000	0	0.00%	16	276,400	12	276,400	0	0.00%
17	207,400	17	207,400	0	0.00%	17	252,100	17	252,100	0	0.00%	17	277,400	13	277,400	0	0.00%
18	209,000	18	209,000	0	0.00%	18	253,200	18	253,200	0	0.00%	18	278,700	14	278,700	0	0.00%
19	210,600	19	210,600	0	0.00%	19	254,300	19	254,300	0	0.00%	19	280,000	15	280,000	0	0.00%
20	212,100	20	212,100	0	0.00%	20	255,400	20	255,400	0	0.00%	20	281,200	16	281,200	0	0.00%
21	213,600	21	213,600	0	0.00%	21	256,400	21	256,400	0	0.00%	21	282,500	17	282,500	0	0.00%
22	215,200	22	215,200	0	0.00%	22	257,400	22	257,400	0	0.00%	22	283,800	18	283,800	0	0.00%

1 級						2 級						3 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
23	216,800	23	216,800	0	0.00%	23	258,400	23	258,400	0	0.00%	23	285,000	19	285,000	0	0.00%
24	218,400	24	218,400	0	0.00%	24	259,400	24	259,400	0	0.00%	24	286,200	20	286,200	0	0.00%
25	220,000	25	220,000	0	0.00%	25	260,400	25	260,400	0	0.00%	25	287,300	21	287,300	0	0.00%
26	221,700	26	221,700	0	0.00%	26	261,300	26	261,300	0	0.00%	26	288,500	22	288,500	0	0.00%
27	223,000	27	223,000	0	0.00%	27	262,200	27	262,200	0	0.00%	27	289,800	23	289,800	0	0.00%
28	224,300	28	224,300	0	0.00%	28	263,100	28	263,100	0	0.00%	28	291,100	24	291,100	0	0.00%
29	225,600	29	225,600	0	0.00%	29	263,900	29	263,900	0	0.00%	29	292,400	25	292,400	0	0.00%
30	226,700	30	226,700	0	0.00%	30	264,700	30	264,700	0	0.00%	30	293,400	26	293,400	0	0.00%
31	227,800	31	227,800	0	0.00%	31	265,500	31	265,500	0	0.00%	31	294,400	27	294,400	0	0.00%
32	228,900	32	228,900	0	0.00%	32	266,300	32	266,300	0	0.00%	32	295,500	28	295,500	0	0.00%
33	230,000	33	230,000	0	0.00%	33	267,000	33	267,000	0	0.00%	33	296,600	29	296,600	0	0.00%
34	231,100	34	231,100	0	0.00%	34	267,800	34	267,800	0	0.00%	34	297,800	30	297,800	0	0.00%
35	232,200	35	232,200	0	0.00%	35	268,600	35	268,600	0	0.00%	35	298,900	31	298,900	0	0.00%
36	233,300	36	233,300	0	0.00%	36	269,300	36	269,300	0	0.00%	36	300,100	32	300,100	0	0.00%
37	234,400	37	234,400	0	0.00%	37	270,000	37	270,000	0	0.00%	37	301,300	33	301,300	0	0.00%
38	235,400	38	235,400	0	0.00%	38	270,800	38	270,800	0	0.00%	38	302,600	34	302,600	0	0.00%
39	236,400	39	236,400	0	0.00%	39	271,600	39	271,600	0	0.00%	39	303,900	35	303,900	0	0.00%
40	237,300	40	237,300	0	0.00%	40	272,300	40	272,300	0	0.00%	40	305,200	36	305,200	0	0.00%
41	238,200	41	238,200	0	0.00%	41	273,000	41	273,000	0	0.00%	41	306,500	37	306,500	0	0.00%
42	239,100	42	239,100	0	0.00%	42	273,800	42	273,800	0	0.00%	42	307,800	38	307,800	0	0.00%
43	239,900	43	239,900	0	0.00%	43	274,600	43	274,600	0	0.00%	43	309,100	39	309,100	0	0.00%
44	240,700	44	240,700	0	0.00%	44	275,300	44	275,300	0	0.00%	44	310,400	40	310,400	0	0.00%
45	241,400	45	241,400	0	0.00%	45	276,000	45	276,000	0	0.00%	45	311,700	41	311,700	0	0.00%
46	242,000	46	242,000	0	0.00%	46	276,700	46	276,700	0	0.00%	46	313,000	42	313,000	0	0.00%
47	242,600	47	242,600	0	0.00%	47	277,400	47	277,400	0	0.00%	47	314,300	43	314,300	0	0.00%
48	243,200	48	243,200	0	0.00%	48	278,100	48	278,100	0	0.00%	48	315,400	44	315,400	0	0.00%

1 級						2 級						3 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
49	243,800	49	243,800	0	0.00%	49	278,800	49	278,800	0	0.00%	49	316,300	45	316,300	0	0.00%
50	244,400	50	244,400	0	0.00%	50	279,500	50	279,500	0	0.00%	50	317,600	46	317,600	0	0.00%
51	245,000	51	245,000	0	0.00%	51	280,200	51	280,200	0	0.00%	51	318,900	47	318,900	0	0.00%
52	245,500	52	245,500	0	0.00%	52	280,900	52	280,900	0	0.00%	52	320,200	48	320,200	0	0.00%
53	246,000	53	246,000	0	0.00%	53	281,500	53	281,500	0	0.00%	53	321,400	49	321,400	0	0.00%
54	246,400	54	246,400	0	0.00%	54	282,200	54	282,200	0	0.00%	54	322,700	50	322,700	0	0.00%
55	246,700	55	246,700	0	0.00%	55	282,800	55	282,800	0	0.00%	55	323,900	51	323,900	0	0.00%
56	247,000	56	247,000	0	0.00%	56	283,500	56	283,500	0	0.00%	56	325,100	52	325,100	0	0.00%
57	247,300	57	247,300	0	0.00%	57	284,100	57	284,100	0	0.00%	57	326,400	53	326,400	0	0.00%
58	247,600	58	247,600	0	0.00%	58	284,800	58	284,800	0	0.00%	58	327,500	54	327,500	0	0.00%
59	247,900	59	247,900	0	0.00%	59	285,400	59	285,400	0	0.00%	59	328,600	55	328,600	0	0.00%
60	248,200	60	248,200	0	0.00%	60	286,100	60	286,100	0	0.00%	60	329,700	56	329,700	0	0.00%
61	248,500	61	248,500	0	0.00%	61	286,700	61	286,700	0	0.00%	61	330,400	57	330,400	0	0.00%
62	248,800	62	248,800	0	0.00%	62	287,400	62	287,400	0	0.00%	62	331,300	58	331,300	0	0.00%
63	249,100	63	249,100	0	0.00%	63	288,000	63	288,000	0	0.00%	63	332,000	59	332,000	0	0.00%
64	249,400	64	249,400	0	0.00%	64	288,500	64	288,500	0	0.00%	64	332,800	60	332,800	0	0.00%
65	249,700	65	249,700	0	0.00%	65	289,000	65	289,000	0	0.00%	65	333,600	61	333,600	0	0.00%
66	250,000	66	250,000	0	0.00%	66	289,600	66	289,600	0	0.00%	66	334,000	62	334,000	0	0.00%
67	250,300	67	250,300	0	0.00%	67	290,100	67	290,100	0	0.00%	67	334,600	63	334,600	0	0.00%
68	250,600	68	250,600	0	0.00%	68	290,700	68	290,700	0	0.00%	68	335,300	64	335,300	0	0.00%
69	250,900	69	250,900	0	0.00%	69	291,200	69	291,200	0	0.00%	69	336,100	65	336,100	0	0.00%
70	251,200	70	251,200	0	0.00%	70	291,700	70	291,700	0	0.00%	70	336,800	66	336,800	0	0.00%
71	251,500	71	251,500	0	0.00%	71	292,300	71	292,300	0	0.00%	71	337,500	67	337,500	0	0.00%
72	251,800	72	251,800	0	0.00%	72	292,900	72	292,900	0	0.00%	72	338,100	68	338,100	0	0.00%
73	252,100	73	252,100	0	0.00%	73	293,400	73	293,400	0	0.00%	73	338,600	69	338,600	0	0.00%
74	252,400	74	252,400	0	0.00%	74	293,900	74	293,900	0	0.00%	74	339,200	70	339,200	0	0.00%

1 級						2 級						3 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
75	252,700	75	252,700	0	0.00%	75	294,300	75	294,300	0	0.00%	75	339,700	71	339,700	0	0.00%
76	253,000	76	253,000	0	0.00%	76	294,600	76	294,600	0	0.00%	76	340,300	72	340,300	0	0.00%
77	253,300	77	253,300	0	0.00%	77	294,800	77	294,800	0	0.00%	77	340,600	73	340,600	0	0.00%
78	253,600	78	253,600	0	0.00%	78	295,100	78	295,100	0	0.00%	78	341,100	74	341,100	0	0.00%
79	253,900	79	253,900	0	0.00%	79	295,300	79	295,300	0	0.00%	79	341,500	75	341,500	0	0.00%
80	254,200	80	254,200	0	0.00%	80	295,600	80	295,600	0	0.00%	80	341,900	76	341,900	0	0.00%
81	254,500	81	254,500	0	0.00%	81	295,800	81	295,800	0	0.00%	81	342,300	77	342,300	0	0.00%
82	254,800	82	254,800	0	0.00%	82	296,000	82	296,000	0	0.00%	82	342,800	78	342,800	0	0.00%
83	255,100	83	255,100	0	0.00%	83	296,300	83	296,300	0	0.00%	83	343,300	79	343,300	0	0.00%
84	255,400	84	255,400	0	0.00%	84	296,500	84	296,500	0	0.00%	84	343,800	80	343,800	0	0.00%
85	255,700	85	255,700	0	0.00%	85	296,800	85	296,800	0	0.00%	85	344,100	81	344,100	0	0.00%
86	256,000	86	256,000	0	0.00%							86	344,500	82	344,500	0	0.00%
87	256,300	87	256,300	0	0.00%							87	344,900	83	344,900	0	0.00%
88	256,600	88	256,600	0	0.00%							88	345,300	84	345,300	0	0.00%
89	256,900	89	256,900	0	0.00%							89	345,600	85	345,600	0	0.00%
90	257,200	90	257,200	0	0.00%							90	346,000	86	346,000	0	0.00%
91	257,500	91	257,500	0	0.00%							91	346,400	87	346,400	0	0.00%
92	257,800	92	257,800	0	0.00%							92	346,800	88	346,800	0	0.00%
93	258,100	93	258,100	0	0.00%							93	347,000	89	347,000	0	0.00%
												94	347,400	90	347,400	0	0.00%
												95	347,800	91	347,800	0	0.00%
												96	348,200	92	348,200	0	0.00%
												97	348,400	93	348,400	0	0.00%
												98	348,800	94	348,800	0	0.00%
												99	349,200	95	349,200	0	0.00%
												100	349,500	96	349,500	0	0.00%

1 級						2 級						3 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
												101	349,800	97	349,800	0	0.00%
												102	350,200	98	350,200	0	0.00%
												103	350,600	99	350,600	0	0.00%
												104	351,000	100	351,000	0	0.00%
												105	351,500	101	351,500	0	0.00%
												106	351,900	102	351,900	0	0.00%
												107	352,300	103	352,300	0	0.00%
												108	352,700	104	352,700	0	0.00%
												109	353,200	105	353,200	0	0.00%
												110	353,600	106	353,600	0	0.00%
												111	353,900	107	353,900	0	0.00%
												112	354,200	108	354,200	0	0.00%
												113	354,700	109	354,700	0	0.00%
												114	355,000				
												115	355,300				
												116	355,500				
												117	355,900				
定年前再 任用 短時間勤 務職員	192,000	定年前再 任用 短時間勤 務職員	192,000	0	0.00%	定年前再 任用 短時間勤 務職員	219,500	定年前再 任用 短時間勤 務職員	219,500	0	0.00%	定年前再 任用 短時間勤 務職員	260,000	定年前再 任用 短時間勤 務職員	260,000	0	0.00%
任期 付職員	194,500	任期 付職員	194,500	0	0.00%	任期 付職員	230,000	任期 付職員	230,000	0	0.00%	任期 付職員	257,600	任期 付職員	261,600	4,000	1.55%

4 級						5 級						6 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
	円		円	円			円		円	円			円		円	円	
1	287,300					1	309,800					1	335,000				
2	288,900					2	311,500					2	336,900				
3	290,400					3	313,200					3	338,700				
4	291,900					4	314,700					4	340,500				
5	293,400					5	316,100					5	342,200				
6	294,900					6	317,400					6	343,900				
7	296,300					7	318,700					7	345,500				
8	297,600					8	320,000					8	347,200				
9	298,800	1	298,800	0	0.00%	9	321,300	1	321,300	0	0.00%	9	348,800				
10	300,300	2	300,300	0	0.00%	10	323,100	2	323,100	0	0.00%	10	350,500				
11	301,800	3	301,800	0	0.00%	11	324,900	3	324,900	0	0.00%	11	352,100				
12	303,200	4	303,200	0	0.00%	12	326,600	4	326,600	0	0.00%	12	353,700				
13	304,600	5	304,600	0	0.00%	13	328,300	5	328,300	0	0.00%	13	355,200	1	355,200	0	0.00%
14	305,700	6	305,700	0	0.00%	14	330,000	6	330,000	0	0.00%	14	356,900	2	356,900	0	0.00%
15	306,700	7	306,700	0	0.00%	15	331,700	7	331,700	0	0.00%	15	358,500	3	358,500	0	0.00%
16	307,900	8	307,900	0	0.00%	16	333,400	8	333,400	0	0.00%	16	360,100	4	360,100	0	0.00%
17	309,100	9	309,100	0	0.00%	17	335,000	9	335,000	0	0.00%	17	361,700	5	361,700	0	0.00%
18	310,700	10	310,700	0	0.00%	18	336,700	10	336,700	0	0.00%	18	363,500	6	363,500	0	0.00%
19	312,300	11	312,300	0	0.00%	19	338,400	11	338,400	0	0.00%	19	365,000	7	365,000	0	0.00%
20	313,900	12	313,900	0	0.00%	20	340,000	12	340,000	0	0.00%	20	366,600	8	366,600	0	0.00%
21	315,400	13	315,400	0	0.00%	21	341,500	13	341,500	0	0.00%	21	368,000	9	368,000	0	0.00%
22	317,000	14	317,000	0	0.00%	22	343,100	14	343,100	0	0.00%	22	369,600	10	369,600	0	0.00%
23	318,600	15	318,600	0	0.00%	23	344,700	15	344,700	0	0.00%	23	371,200	11	371,200	0	0.00%
24	320,200	16	320,200	0	0.00%	24	346,200	16	346,200	0	0.00%	24	372,700	12	372,700	0	0.00%
25	321,700	17	321,700	0	0.00%	25	347,600	17	347,600	0	0.00%	25	374,600	13	374,600	0	0.00%

4 級						5 級						6 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
26	323,400	18	323,400	0	0.00%	26	349,300	18	349,300	0	0.00%	26	376,500	14	376,500	0	0.00%
27	325,000	19	325,000	0	0.00%	27	350,900	19	350,900	0	0.00%	27	378,400	15	378,400	0	0.00%
28	326,600	20	326,600	0	0.00%	28	352,500	20	352,500	0	0.00%	28	380,200	16	380,200	0	0.00%
29	328,000	21	328,000	0	0.00%	29	353,700	21	353,700	0	0.00%	29	381,700	17	381,700	0	0.00%
30	329,700	22	329,700	0	0.00%	30	355,200	22	355,200	0	0.00%	30	383,500	18	383,500	0	0.00%
31	331,400	23	331,400	0	0.00%	31	356,700	23	356,700	0	0.00%	31	385,200	19	385,200	0	0.00%
32	333,000	24	333,000	0	0.00%	32	358,200	24	358,200	0	0.00%	32	386,800	20	386,800	0	0.00%
33	334,200	25	334,200	0	0.00%	33	359,900	25	359,900	0	0.00%	33	388,500	21	388,500	0	0.00%
34	336,100	26	336,100	0	0.00%	34	361,700	26	361,700	0	0.00%	34	389,900	22	389,900	0	0.00%
35	337,800	27	337,800	0	0.00%	35	363,400	27	363,400	0	0.00%	35	391,300	23	391,300	0	0.00%
36	339,400	28	339,400	0	0.00%	36	365,100	28	365,100	0	0.00%	36	392,700	24	392,700	0	0.00%
37	340,900	29	340,900	0	0.00%	37	366,500	29	366,500	0	0.00%	37	394,100	25	394,100	0	0.00%
38	342,500	30	342,500	0	0.00%	38	367,800	30	367,800	0	0.00%	38	395,300	26	395,300	0	0.00%
39	344,100	31	344,100	0	0.00%	39	369,000	31	369,000	0	0.00%	39	396,500	27	396,500	0	0.00%
40	345,700	32	345,700	0	0.00%	40	370,400	32	370,400	0	0.00%	40	397,500	28	397,500	0	0.00%
41	347,400	33	347,400	0	0.00%	41	371,500	33	371,500	0	0.00%	41	398,600	29	398,600	0	0.00%
42	349,200	34	349,200	0	0.00%	42	372,400	34	372,400	0	0.00%	42	399,800	30	399,800	0	0.00%
43	351,000	35	351,000	0	0.00%	43	373,400	35	373,400	0	0.00%	43	400,900	31	400,900	0	0.00%
44	352,800	36	352,800	0	0.00%	44	374,500	36	374,500	0	0.00%	44	402,000	32	402,000	0	0.00%
45	354,300	37	354,300	0	0.00%	45	375,300	37	375,300	0	0.00%	45	402,700	33	402,700	0	0.00%
46	355,700	38	355,700	0	0.00%	46	376,200	38	376,200	0	0.00%	46	403,400	34	403,400	0	0.00%
47	357,100	39	357,100	0	0.00%	47	377,100	39	377,100	0	0.00%	47	404,100	35	404,100	0	0.00%
48	358,500	40	358,500	0	0.00%	48	377,900	40	377,900	0	0.00%	48	404,800	36	404,800	0	0.00%
49	360,000	41	360,000	0	0.00%	49	378,700	41	378,700	0	0.00%	49	405,400	37	405,400	0	0.00%
50	360,800	42	360,800	0	0.00%	50	379,500	42	379,500	0	0.00%	50	406,000	38	406,000	0	0.00%
51	361,800	43	361,800	0	0.00%	51	380,300	43	380,300	0	0.00%	51	406,500	39	406,500	0	0.00%

4 級						5 級						6 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
52	362,800	44	362,800	0	0.00%	52	381,000	44	381,000	0	0.00%	52	406,900	40	406,900	0	0.00%
53	363,700	45	363,700	0	0.00%	53	381,700	45	381,700	0	0.00%	53	407,300	41	407,300	0	0.00%
54	364,800	46	364,800	0	0.00%	54	382,400	46	382,400	0	0.00%	54	407,500	42	407,500	0	0.00%
55	365,700	47	365,700	0	0.00%	55	383,100	47	383,100	0	0.00%	55	407,800	43	407,800	0	0.00%
56	366,700	48	366,700	0	0.00%	56	383,800	48	383,800	0	0.00%	56	408,100	44	408,100	0	0.00%
57	367,600	49	367,600	0	0.00%	57	384,300	49	384,300	0	0.00%	57	408,400	45	408,400	0	0.00%
58	368,300	50	368,300	0	0.00%	58	384,900	50	384,900	0	0.00%	58	408,700	46	408,700	0	0.00%
59	369,000	51	369,000	0	0.00%	59	385,500	51	385,500	0	0.00%	59	409,000	47	409,000	0	0.00%
60	369,600	52	369,600	0	0.00%	60	386,200	52	386,200	0	0.00%	60	409,300	48	409,300	0	0.00%
61	370,000	53	370,000	0	0.00%	61	386,600	53	386,600	0	0.00%	61	409,500	49	409,500	0	0.00%
62	370,600	54	370,600	0	0.00%	62	387,200	54	387,200	0	0.00%	62	409,800	50	409,800	0	0.00%
63	371,300	55	371,300	0	0.00%	63	387,800	55	387,800	0	0.00%	63	410,100	51	410,100	0	0.00%
64	372,000	56	372,000	0	0.00%	64	388,300	56	388,300	0	0.00%	64	410,400	52	410,400	0	0.00%
65	372,300	57	372,300	0	0.00%	65	388,700	57	388,700	0	0.00%	65	410,600	53	410,600	0	0.00%
66	373,000	58	373,000	0	0.00%	66	389,300	58	389,300	0	0.00%	66	410,900	54	410,900	0	0.00%
67	373,700	59	373,700	0	0.00%	67	389,900	59	389,900	0	0.00%	67	411,200	55	411,200	0	0.00%
68	374,300	60	374,300	0	0.00%	68	390,400	60	390,400	0	0.00%	68	411,500	56	411,500	0	0.00%
69	374,600	61	374,600	0	0.00%	69	390,800	61	390,800	0	0.00%	69	411,700	57	411,700	0	0.00%
70	375,100	62	375,100	0	0.00%	70	391,300	62	391,300	0	0.00%	70	412,000	58	412,000	0	0.00%
71	375,700	63	375,700	0	0.00%	71	391,800	63	391,800	0	0.00%	71	412,300	59	412,300	0	0.00%
72	376,300	64	376,300	0	0.00%	72	392,400	64	392,400	0	0.00%	72	412,500	60	412,500	0	0.00%
73	376,600	65	376,600	0	0.00%	73	392,700	65	392,700	0	0.00%	73	412,700	61	412,700	0	0.00%
74	377,200	66	377,200	0	0.00%	74	393,100	66	393,100	0	0.00%	74	413,000	62	413,000	0	0.00%
75	377,900	67	377,900	0	0.00%	75	393,500	67	393,500	0	0.00%	75	413,300	63	413,300	0	0.00%
76	378,500	68	378,500	0	0.00%	76	393,900	68	393,900	0	0.00%	76	413,500	64	413,500	0	0.00%
77	378,900	69	378,900	0	0.00%	77	394,200	69	394,200	0	0.00%	77	413,700	65	413,700	0	0.00%

4 級						5 級						6 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
78	379,400	70	379,400	0	0.00%	78	394,500	70	394,500	0	0.00%	78	414,000	66	414,000	0	0.00%
79	380,000	71	380,000	0	0.00%	79	394,800	71	394,800	0	0.00%	79	414,300	67	414,300	0	0.00%
80	380,500	72	380,500	0	0.00%	80	395,000	72	395,000	0	0.00%	80	414,500	68	414,500	0	0.00%
81	381,000	73	381,000	0	0.00%	81	395,200	73	395,200	0	0.00%	81	414,700	69	414,700	0	0.00%
82	381,600	74	381,600	0	0.00%	82	395,500	74	395,500	0	0.00%	82	415,000	70	415,000	0	0.00%
83	382,100	75	382,100	0	0.00%	83	395,800	75	395,800	0	0.00%	83	415,300	71	415,300	0	0.00%
84	382,400	76	382,400	0	0.00%	84	396,000	76	396,000	0	0.00%	84	415,500	72	415,500	0	0.00%
85	382,800	77	382,800	0	0.00%	85	396,200	77	396,200	0	0.00%	85	415,700	73	415,700	0	0.00%
86	383,300	78	383,300	0	0.00%	86	396,500	78	396,500	0	0.00%	86	416,300				
87	383,700	79	383,700	0	0.00%	87	396,800	79	396,800	0	0.00%	87	416,900				
88	384,100	80	384,100	0	0.00%	88	397,000	80	397,000	0	0.00%	88	417,500				
89	384,500	81	384,500	0	0.00%	89	397,200	81	397,200	0	0.00%	89	417,900				
90	385,000	82	385,000	0	0.00%	90	397,500	82	397,500	0	0.00%	90	418,500				
91	385,400	83	385,400	0	0.00%	91	397,800	83	397,800	0	0.00%	91	419,100				
92	385,800	84	385,800	0	0.00%	92	398,000	84	398,000	0	0.00%	92	419,700				
93	386,100	85	386,100	0	0.00%	93	398,200	85	398,200	0	0.00%	93	420,100				
94	386,600					94	398,800										
95	387,000					95	399,400										
96	387,400					96	400,000										
97	387,700					97	400,400										
						98	401,000										
						99	401,600										
						100	402,200										
						101	402,600										
						102	403,200										
						103	403,800										

4 級						5 級						6 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
						104 105	404, 400 404, 800										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	279, 700	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	279, 700	0	0. 00%	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	294, 900	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	294, 900	0	0. 00%	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	320, 600	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	320, 600	0	0. 00%
任期 付職 員	280, 600	任期 付職 員	292, 100	11, 500	4. 10%	任期 付職 員	294, 900	任期 付職 員	306, 400	11, 500	3. 90%	任期 付職 員	310, 000	任期 付職 員	330, 200	20, 200	6. 52%

7 級						8 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
	円		円	円			円		円	円	
1	373,400					1	415,600			42,700	10.27%
2	376,000					2	418,000			40,300	9.64%
3	378,300					3	420,500			37,800	8.99%
4	380,500					4	422,900			35,400	8.37%
5	382,400					5	424,800			33,500	7.89%
6	384,700					6	426,900			31,400	7.36%
7	386,800					7	429,000			29,300	6.83%
8	388,800					8	431,200			27,100	6.28%
9	390,800					9	433,100			25,200	5.82%
10	393,100					10	435,200			23,100	5.31%
11	395,300					11	437,300			21,000	4.80%
12	397,500					12	439,200			19,100	4.35%
13	399,700					13	440,900			17,400	3.95%
14	402,000					14	442,700			15,600	3.52%
15	404,200					15	444,600			13,700	3.08%
16	406,500					16	446,500			11,800	2.64%
17	408,300	1	408,300	0	0.00%	17	448,300			10,000	2.23%
18	410,200	2	410,200	0	0.00%	18	450,100			8,200	1.82%
19	412,100	3	412,100	0	0.00%	19	451,900			6,400	1.42%
20	413,900	4	413,900	0	0.00%	20	453,600			4,700	1.04%
21	415,700	5	415,700	0	0.00%	21	455,400			2,900	0.64%
22	417,500	6	417,500	0	0.00%	22	456,900			1,400	0.31%
23	419,300	7	419,300	0	0.00%	23	458,300	1	458,300	0	0.00%
24	421,100	8	421,100	0	0.00%	24	459,800			4,000	0.87%
25	422,700	9	422,700	0	0.00%	25	461,200			2,600	0.56%

7 級						8 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
26	424,200	10	424,200	0	0.00%	26	462,500			1,300	0.28%
27	425,700	11	425,700	0	0.00%	27	463,800	2	463,800	0	0.00%
28	427,200	12	427,200	0	0.00%	28	465,000			3,800	0.82%
29	428,700	13	428,700	0	0.00%	29	466,000			2,800	0.60%
30	430,000	14	430,000	0	0.00%	30	466,700			2,100	0.45%
31	431,300	15	431,300	0	0.00%	31	467,400			1,400	0.30%
32	432,500	16	432,500	0	0.00%	32	468,100			700	0.15%
33	433,700	17	433,700	0	0.00%	33	468,800	3	468,800	0	0.00%
34	435,000	18	435,000	0	0.00%	34	469,500			4,000	0.85%
35	436,300	19	436,300	0	0.00%	35	470,100			3,400	0.72%
36	437,500	20	437,500	0	0.00%	36	470,700			2,800	0.59%
37	438,700	21	438,700	0	0.00%	37	471,200			2,300	0.49%
38	439,500	22	439,500	0	0.00%	38	471,800			1,700	0.36%
39	440,300	23	440,300	0	0.00%	39	472,400			1,100	0.23%
40	441,100	24	441,100	0	0.00%	40	473,000			500	0.11%
41	441,700	25	441,700	0	0.00%	41	473,500	4	473,500	0	0.00%
42	442,300	26	442,300	0	0.00%	42	474,000			3,500	0.74%
43	442,900	27	442,900	0	0.00%	43	474,400			3,100	0.65%
44	443,500	28	443,500	0	0.00%	44	474,700			2,800	0.59%
45	444,200	29	444,200	0	0.00%	45	475,000			2,500	0.53%
46	445,000	30	445,000	0	0.00%	46	475,600			1,900	0.40%
47	445,400	31	445,400	0	0.00%	47	476,300			1,200	0.25%
48	446,100	32	446,100	0	0.00%	48	477,000			500	0.10%
49	446,600	33	446,600	0	0.00%	49	477,700			-200	-0.04%
50	447,000	34	447,000	0	0.00%	50	478,300			-800	-0.17%
51	447,400	35	447,400	0	0.00%	51	479,000			-1,500	-0.31%

7 級						8 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
52	447,800	36	447,800	0	0.00%	52	479,700			-2,200	-0.46%
53	448,200	37	448,200	0	0.00%	53	480,400			-2,900	-0.60%
54	448,600	38	448,600	0	0.00%	54	481,000			-3,500	-0.73%
55	449,000	39	449,000	0	0.00%	55	481,700			-4,200	-0.87%
56	449,300	40	449,300	0	0.00%	56	482,400			-4,900	-1.02%
57	449,600	41	449,600	0	0.00%	57	483,100	5	477,500	-5,600	-1.16%
58	450,000	42	450,000	0	0.00%			6	481,000		
59	450,300	43	450,300	0	0.00%			7	484,000		
60	450,600	44	450,600	0	0.00%			8	486,500		
61	450,900	45	450,900	0	0.00%			9	488,500		
62	451,600										
63	452,300										
64	453,000										
65	453,500										

7 級						8 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		

7 級						8 級					
第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A	第1条の規定による改正後		改正後		引上額 B－A	引上率 (B-A)/A
号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B			号 給	改定前 給料A	号 給	改定後 給料B		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	362,700	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	362,700	0	0.00%	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	396,200	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	396,200	0	0.00%
任期 付職 員	336,100	任期 付職 員	371,000	34,900	10.38%	任期 付職 員	368,500	任期 付職 員	411,200	42,700	11.59%

第1条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の235</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の225</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の235</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第1条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>3 9 2, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>4 4 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>4 9 2, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>5 5 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>6 3 4, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>7 4 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>8 6 4, 0 0 0</u></td></tr> </table> 2～4 （略） （袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>3 9 2, 0 0 0</u>	<u>2</u>	<u>4 4 0, 0 0 0</u>	<u>3</u>	<u>4 9 2, 0 0 0</u>	<u>4</u>	<u>5 5 5, 0 0 0</u>	<u>5</u>	<u>6 3 4, 0 0 0</u>	<u>6</u>	<u>7 4 0, 0 0 0</u>	<u>7</u>	<u>8 6 4, 0 0 0</u>	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>3 8 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>4 2 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>4 7 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>5 3 9, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>6 1 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>7 1 8, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>8 3 9, 0 0 0</u></td></tr> </table> 2～4 （略） （袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>3 8 0, 0 0 0</u>	<u>2</u>	<u>4 2 7, 0 0 0</u>	<u>3</u>	<u>4 7 7, 0 0 0</u>	<u>4</u>	<u>5 3 9, 0 0 0</u>	<u>5</u>	<u>6 1 5, 0 0 0</u>	<u>6</u>	<u>7 1 8, 0 0 0</u>	<u>7</u>	<u>8 3 9, 0 0 0</u>
号給	給料月額（円）																																
<u>1</u>	<u>3 9 2, 0 0 0</u>																																
<u>2</u>	<u>4 4 0, 0 0 0</u>																																
<u>3</u>	<u>4 9 2, 0 0 0</u>																																
<u>4</u>	<u>5 5 5, 0 0 0</u>																																
<u>5</u>	<u>6 3 4, 0 0 0</u>																																
<u>6</u>	<u>7 4 0, 0 0 0</u>																																
<u>7</u>	<u>8 6 4, 0 0 0</u>																																
号給	給料月額（円）																																
<u>1</u>	<u>3 8 0, 0 0 0</u>																																
<u>2</u>	<u>4 2 7, 0 0 0</u>																																
<u>3</u>	<u>4 7 7, 0 0 0</u>																																
<u>4</u>	<u>5 3 9, 0 0 0</u>																																
<u>5</u>	<u>6 1 5, 0 0 0</u>																																
<u>6</u>	<u>7 1 8, 0 0 0</u>																																
<u>7</u>	<u>8 3 9, 0 0 0</u>																																

第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

第2条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による号給の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 (袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年条例第22号。以下この条において「給与条例」という。)第5条、第6条、第10条の2から第12条まで、第13条、第20条の2_____及び第23条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例_____第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第22条第2項第1号並びに第23条の3第3項の規定の適用については、_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年条例第22号。以下この条において「給与条例」という。)第5条、第6条、第10条の2から第12条まで、第13条、第20条の2、<u>第22条</u>及び第23条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第4条第2項、</u>第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、<u>第23条の3第2項</u>並びに第26条_____の規定の適用については、<u>給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)</u>及び特定任期付職員業績手当(袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をい

_____給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第3項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

う。以下同じ。）」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表第 1（第 4 条関係） 給料表				別表第 1（第 4 条関係） 給料表			
職 種	職務 の級	1 級	2 級	職 種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) (2) から (5) までに 規定する職種以外の職 種		円	円	(1) (2) から (5) までに 規定する職種以外の職 種		円	円
	1	183,500	230,000		1	162,100	208,000
	2	184,600	231,500		2	163,200	209,700
	3	185,800	233,000		3	164,400	211,400
	4	186,900	234,500		4	165,500	212,900
	5	188,000	236,000		5	166,600	214,400
	6	189,700	237,500		6	167,700	216,200
	7	191,300	239,000		7	168,800	217,900
	8	192,900	240,500		8	169,900	219,600
	9	194,500	242,000		9	170,900	221,100
	10	196,200	243,400		10	172,300	222,600
	11	197,800	244,800		11	173,600	224,100
	12	199,400	246,200		12	174,900	225,600
	13	201,000	247,400		13	176,100	226,800
	14	202,700	248,600		14	177,600	228,200
	15	204,400	249,800		15	179,100	229,600
	16	206,100	251,000		16	180,700	231,000
	17	207,400	252,100		17	181,800	232,400

<u>18</u>	<u>209, 000</u>	<u>253, 200</u>
<u>19</u>	<u>210, 600</u>	<u>254, 300</u>
<u>20</u>	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>
<u>21</u>	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>
<u>22</u>	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>
<u>23</u>	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>
<u>24</u>	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>
<u>25</u>	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>
<u>26</u>	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>
<u>27</u>	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>
<u>28</u>	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>
<u>29</u>	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>
<u>30</u>	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>
<u>31</u>	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>
<u>32</u>	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>
<u>33</u>	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>
<u>34</u>	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>
<u>35</u>	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>
<u>36</u>	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>
<u>37</u>	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>
<u>38</u>	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>
<u>39</u>	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>
<u>40</u>	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>
<u>41</u>	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>
<u>42</u>	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>
<u>43</u>	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>

<u>18</u>	<u>183, 200</u>	<u>234, 000</u>
<u>19</u>	<u>184, 600</u>	<u>235, 500</u>
<u>20</u>	<u>186, 000</u>	<u>236, 900</u>
<u>21</u>	<u>187, 300</u>	<u>238, 100</u>
<u>22</u>	<u>189, 600</u>	<u>239, 700</u>
<u>23</u>	<u>191, 800</u>	<u>241, 200</u>
<u>24</u>	<u>194, 000</u>	<u>242, 600</u>
<u>25</u>	<u>196, 200</u>	<u>243, 600</u>
<u>26</u>	<u>197, 900</u>	<u>245, 100</u>
<u>27</u>	<u>199, 400</u>	<u>246, 400</u>
<u>28</u>	<u>200, 900</u>	<u>247, 600</u>
<u>29</u>	<u>202, 400</u>	<u>248, 700</u>
<u>30</u>	<u>203, 800</u>	<u>249, 700</u>
<u>31</u>	<u>205, 200</u>	<u>250, 600</u>
<u>32</u>	<u>206, 600</u>	<u>251, 500</u>
<u>33</u>	<u>208, 000</u>	<u>252, 400</u>
<u>34</u>	<u>209, 300</u>	<u>253, 300</u>
<u>35</u>	<u>210, 600</u>	<u>254, 100</u>
<u>36</u>	<u>211, 900</u>	<u>254, 900</u>
<u>37</u>	<u>213, 200</u>	<u>255, 600</u>
<u>38</u>	<u>214, 400</u>	<u>256, 700</u>
<u>39</u>	<u>215, 600</u>	<u>257, 900</u>
<u>40</u>	<u>216, 700</u>	<u>259, 000</u>
<u>41</u>	<u>217, 800</u>	<u>260, 200</u>
<u>42</u>	<u>218, 900</u>	<u>261, 400</u>
<u>43</u>	<u>219, 900</u>	<u>262, 500</u>

<u>44</u>	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>
<u>45</u>	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>
<u>46</u>	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>
<u>47</u>	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>
<u>48</u>	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>
<u>49</u>	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>
<u>50</u>	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>
<u>51</u>	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>
<u>52</u>	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>
<u>53</u>	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>
<u>54</u>	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>
<u>55</u>	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>
<u>56</u>	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>
<u>57</u>	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>
<u>58</u>	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>
<u>59</u>	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>
<u>60</u>	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>
<u>61</u>	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>
<u>62</u>	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>
<u>63</u>	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>
<u>64</u>	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>
<u>65</u>	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>
<u>66</u>	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>
<u>67</u>	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>
<u>68</u>	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>
<u>69</u>	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>

<u>44</u>	<u>220, 900</u>	<u>263, 600</u>
<u>45</u>	<u>221, 800</u>	<u>264, 700</u>
<u>46</u>	<u>222, 700</u>	<u>265, 800</u>
<u>47</u>	<u>223, 600</u>	<u>266, 900</u>
<u>48</u>	<u>224, 500</u>	<u>267, 900</u>
<u>49</u>	<u>225, 400</u>	<u>268, 900</u>
<u>50</u>	<u>226, 300</u>	<u>269, 900</u>
<u>51</u>	<u>227, 200</u>	<u>270, 900</u>
<u>52</u>	<u>228, 100</u>	<u>271, 800</u>
<u>53</u>	<u>228, 900</u>	<u>272, 700</u>
<u>54</u>	<u>229, 800</u>	<u>273, 600</u>
<u>55</u>	<u>230, 700</u>	<u>274, 500</u>
<u>56</u>	<u>231, 500</u>	<u>275, 400</u>
<u>57</u>	<u>231, 800</u>	<u>276, 300</u>
<u>58</u>	<u>232, 600</u>	<u>277, 200</u>
<u>59</u>	<u>233, 300</u>	<u>278, 100</u>
<u>60</u>	<u>233, 900</u>	<u>279, 000</u>
<u>61</u>	<u>234, 500</u>	<u>280, 000</u>
<u>62</u>	<u>235, 200</u>	<u>281, 000</u>
<u>63</u>	<u>235, 800</u>	<u>281, 900</u>
<u>64</u>	<u>236, 300</u>	<u>282, 800</u>
<u>65</u>	<u>236, 800</u>	<u>283, 300</u>
<u>66</u>	<u>237, 300</u>	<u>284, 000</u>
<u>67</u>	<u>237, 800</u>	<u>284, 700</u>
<u>68</u>	<u>238, 400</u>	<u>285, 600</u>
<u>69</u>	<u>238, 900</u>	<u>286, 600</u>

	<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>		<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
	<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>		<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
	<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>		<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
	<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>		<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
	<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>		<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
	<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>		<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
	<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>		<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
	<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>		<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
	<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>		<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
	<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>		<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
	<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>		<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
	<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>		<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
	<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>		<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
	<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>		<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
	<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>		<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
	<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>		<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
	<u>86</u>	<u>256,000</u>			<u>86</u>	<u>246,800</u>	
	<u>87</u>	<u>256,300</u>			<u>87</u>	<u>247,200</u>	
	<u>88</u>	<u>256,600</u>			<u>88</u>	<u>247,600</u>	
	<u>89</u>	<u>256,900</u>			<u>89</u>	<u>248,000</u>	
	<u>90</u>	<u>257,200</u>			<u>90</u>	<u>248,500</u>	
	<u>91</u>	<u>257,500</u>			<u>91</u>	<u>248,800</u>	
	<u>92</u>	<u>257,800</u>			<u>92</u>	<u>249,100</u>	
	<u>93</u>	<u>258,100</u>			<u>93</u>	<u>249,400</u>	
(2) 単純事務	<u>1</u>	<u>177,000</u>		(2) 単純事務	<u>1</u>	<u>156,400</u>	
	<u>2</u>	<u>178,300</u>			<u>2</u>	<u>157,500</u>	

	<u>3</u>	<u>1 7 9, 5 0 0</u>			<u>3</u>	<u>1 5 8, 6 0 0</u>	
	<u>4</u>	<u>1 8 0, 6 0 0</u>			<u>4</u>	<u>1 5 9, 5 0 0</u>	
	<u>5</u>	<u>1 8 1, 8 0 0</u>			<u>5</u>	<u>1 6 0, 6 0 0</u>	
	<u>6</u>	<u>1 8 3, 1 0 0</u>			<u>6</u>	<u>1 6 1, 8 0 0</u>	
	<u>7</u>	<u>1 8 4, 4 0 0</u>			<u>7</u>	<u>1 6 2, 9 0 0</u>	
	<u>8</u>	<u>1 8 5, 7 0 0</u>			<u>8</u>	<u>1 6 4, 0 0 0</u>	
	<u>9</u>	<u>1 8 7, 4 0 0</u>			<u>9</u>	<u>1 6 5, 4 0 0</u>	
(3) <u>スクールカウンセ</u> <u>ラー</u>	<u>1</u>	<u>5 0 9, 1 0 0</u>		(3) <u>スクールカウンセ</u> <u>ラー</u>	<u>1</u>	<u>5 0 9, 1 0 0</u>	
	<u>2</u>	<u>5 2 5, 5 0 0</u>			<u>2</u>	<u>5 2 5, 5 0 0</u>	
	<u>3</u>	<u>5 5 2, 7 0 0</u>			<u>3</u>	<u>5 5 2, 7 0 0</u>	
	<u>4</u>	<u>5 7 0, 6 0 0</u>			<u>4</u>	<u>5 7 0, 6 0 0</u>	
	<u>5</u>	<u>5 8 1, 8 0 0</u>			<u>5</u>	<u>5 8 1, 8 0 0</u>	
	<u>6</u>	<u>6 0 0, 6 0 0</u>			<u>6</u>	<u>6 0 0, 6 0 0</u>	
	<u>7</u>	<u>6 4 0, 0 0 0</u>			<u>7</u>	<u>6 4 0, 0 0 0</u>	
	<u>8</u>	<u>6 6 0, 6 0 0</u>			<u>8</u>	<u>6 6 0, 6 0 0</u>	
(4) <u>外国語指導助手</u>	<u>1</u>	<u>3 4 9, 6 0 0</u>		(4) <u>外国語指導助手</u>	<u>1</u>	<u>3 4 9, 6 0 0</u>	
(5) <u>税徴収事務指導員</u>	<u>1</u>	<u>3 7 4, 3 0 0</u>		(5) <u>税徴収事務指導員</u>	<u>1</u>	<u>3 7 4, 3 0 0</u>	

袖ヶ浦市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
区分	名称	事務の内容	金額	区分	名称	事務の内容	金額
１～１２	略			１～１２	略		
１３	優良宅 地造成 認定申 請手数料	租税特別措 置法（昭和 三二年法律 第二六号） <u>第二八条の 四第三項第 五号イ若し くは第七号 イ、第三十 一条の二第 二項第十四 号ハ、第六 二条の三第 四項第十四 号ハ又は第 六三条第三 項第五号イ 若しくは第 七号イに規 定する宅地の</u>	<u>一件につき次に掲げる造成宅地の面 積の区分に応じ、それぞれ次に定め る額</u> (1) <u>〇．一ヘクタール未満　八六、 〇〇〇円</u> (2) <u>〇．一ヘクタール以上〇．三ヘ クタール未満　一三〇、〇〇〇円</u> (3) <u>〇．三ヘクタール以上〇．六ヘ クタール未満　一九〇、〇〇〇円</u> (4) <u>〇．六ヘクタール以上一ヘクタ ール未満　二六〇、〇〇〇円</u> (5) <u>一ヘクタール以上三ヘクタール 未満　三九〇、〇〇〇円</u> (6) <u>三ヘクタール以上六ヘクタール 未満　五一〇、〇〇〇円</u> (7) <u>六ヘクタール以上一〇ヘクター ル未満　六六〇、〇〇〇円</u> (8) <u>一〇ヘクタール以上　八七〇、 〇〇〇円</u>	１３	優良宅 地造成 認定申 請手数料	租税特別措 置法（昭和 三二年法律 第二六号） <u>第二八条の 四第三項第 七号イ又は 第六三条第 三項第七号 イ</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に規定 する宅地の	<u>一件につき八六、〇〇〇円</u>

		造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査				造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
14～20	略			14～20	略		
<u>21</u>	開発行為許可申請手数料	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	<u>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 0.1ヘクタール未満 8,600円</u> <u>イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 22,000円</u> <u>ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 43,000円</u> <u>エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 86,000円</u> <u>オ 1ヘクタール以上3ヘクター</u>				

ル未満 130,000円

カ 3ヘクタール以上6ヘクタ

ル未満 170,000円

キ 6ヘクタール以上10ヘクタ

ール未満 220,000円

ク 10ヘクタール以上 30

0,000円

(2) 主として住宅以外の建築物で自
己の業務の用に供するものの建築
又は自己の業務の用に供する特定
工作物の建設の用に供する目的で
行う開発行為の場合 1件につき
次に掲げる開発区域の面積の区分
に応じ、それぞれ次に定める額

ア 0.1ヘクタール未満 1

3,000円

イ 0.1ヘクタール以上0.3

ヘクタール未満 30,000

円

ウ 0.3ヘクタール以上0.6

ヘクタール未満 65,000

円

エ 0.6ヘクタール以上1ヘク

タール未満 120,000円

オ 1ヘクタール以上3ヘクタ

ル未満 200,000円

カ 3ヘクタール以上6ヘクタ

ル未満 270,000円

キ 6ヘクタール以上10ヘクタ

ール未満 340,000円

ク 10ヘクタール以上 48

0,000円

(3) その他の場合 1件につき次に

掲げる開発区域の面積の区分に応

じ、それぞれ次に定める額

ア 0.1ヘクタール未満 8

6,000円

イ 0.1ヘクタール以上0.3

ヘクタール未満 130,00

0円

ウ 0.3ヘクタール以上0.6

ヘクタール未満 190,00

0円

エ 0.6ヘクタール以上1ヘク

タール未満 260,000円

オ 1ヘクタール以上3ヘクタ

ール未満 390,000円

カ 3ヘクタール以上6ヘクタ

ール未満 510,000円

キ 6ヘクタール以上10ヘクタ

			<u>ール未満 660,000円</u> <u>ク 10ヘクタール以上 870,000円</u>
<u>22</u>	<u>開発行為変更許可申請手数料</u>	<u>都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査</u>	<u>1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。</u> <u>(1) 開発行為に関する設計の変更（(2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、21の項に定める額に10分の1を乗じて得た額</u> <u>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、21の項に定める額</u> <u>(3) その他の変更については、10,000円</u>

<u>2 3</u>	市街化調整区 域内に おける 建築物 の特例 許可申 請手数 料	都市計画法 第41条第 2項ただし 書（同法第 35条の2 第4項にお いて準用す る場合を含 む。）の規 定による建 築の許可の 申請に対す る審査	<u>1件につき46,000円</u>
<u>2 4</u>	予定建 築物等 以外の 建築等 許可申 請手数 料	都市計画法 第42条第 1項ただし 書の規定に よる建築等 の許可の申 請に対する 審査	<u>1件につき26,000円</u>
<u>2 5</u>	開発許 可を受 けない 市街化	都市計画法 第43条の 規定による 建築等の許	<u>1件につき次に掲げる敷地の面積の 区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (1) <u>0.1ヘクタール未満 6,900円</u>

	<u>調整区 域内の 土地に おける 建築等 許可申 請手数 料</u>	<u>可の申請に 対する審査</u>	<u>(2) 0. 1ヘクタール以上0. 3ヘ クタール未満 18, 000円</u> <u>(3) 0. 3ヘクタール以上0. 6ヘ クタール未満 39, 000円</u> <u>(4) 0. 6ヘクタール以上1ヘクタ ール未満 69, 000円</u> <u>(5) 1ヘクタール以上 97, 000 円</u>
<u>26</u>	<u>開発許 可を受 けた地 位の承 継の承 認申請 手数料</u>	<u>都市計画法 第45条の 規定による 開発許可を 受けた地位 の承継の承 認申請に対 する審査</u>	<u>(1) 承認申請をする者が行おうとす る開発行為が、主として自己の居 住の用に供する住宅の建築の用に 供する目的で行うもの又は主とし て住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは 自己の業務の用に供する特定工作 物の建設の用に供する目的で行う ものであって開発区域の面積が1 ヘクタール未満のものである場合 1件につき1, 700円</u> <u>(2) 承認申請をする者が行おうとす る開発行為が、主として住宅以外 の建築物で自己の業務の用に供す るものの建築又は自己の業務の用 に供する特定工作物の建設の用に 供する目的で行うものであって開</u>

			<u>発区域の面積が１ヘクタール以上のものである場合 １件につき 2,700円</u> <u>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合 １件につき17,000円</u>
<u>27</u>	開発登録簿の写しの交付手数料	都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき470円
<u>28</u>	略		
<u>29</u>	略		
<u>30</u>	略		
<u>31</u>	資産に関する証明手数料	固定資産（20の項及び <u>30の項</u> に該当する事項を除く。）に関する証明書の交付	1通につき300円
<u>32</u>	略		
<u>33</u>	略		

<u>21</u>	略		
<u>22</u>	略		
<u>23</u>	略		
<u>24</u>	資産に関する証明手数料	固定資産（20の項及び <u>23の項</u> に該当する事項を除く。）に関する証明書の交付	1通につき300円
<u>25</u>	略		
<u>26</u>	略		

<u>3 4</u>	略
備考	
1 <u>3 3の項</u> の手数料については、1種類1回につき30分（30分に満たない場合は30分とする。）をもって1件とする。	
2 （略）	

<u>2 7</u>	略
備考	
1 <u>2 6の項</u> の手数料については、1種類1回につき30分（30分に満たない場合は30分とする。）をもって1件とする。	
2 （略）	

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

新旧対照表

改 正 後	現 行
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則_____第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人 2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが</u>	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 <u>地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

それぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会_____

_____において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準とすることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準とすることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項各号</u>のいずれかに該当する者（不動産業を除く。）で、新たに市内で事業を開始しようとするもの（当該事業を開始した日以後1年を経過していないものを含む。）をいう。 (4)・(5) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第29項各号</u>のいずれかに該当する者（不動産業を除く。）で、新たに市内で事業を開始しようとするもの（当該事業を開始した日以後1年を経過していないものを含む。）をいう。 (4)・(5) (略)

袖ヶ浦市企業振興条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 対象地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、<u>工業地域</u>及び準工業地域その他事業所の新設又は増設が法令に適合し行われる場所をいう。 (4) 対象施設 次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第5項</u>に規定する認定発電設備を除く。 ア～オ (略) カ 環境対応型施設 _____公害防止及び環境リサイクル関連施設のうち、規則で定める施設 キ (略) ク 成長分野関連施設 環境・新エネルギー関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、<u>半導体関連分野</u>及び医療関連分野に係る事業の用に供する施設のうち、規則で定める施設 <u>ケ カーボンニュートラル促進施設 温室効果ガスの排出量の削減に資する施設のうち、規則で定める施設</u> (5)～(10) (略) (奨励措置) 第3条 市長は、次条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 対象地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域_____及び準工業地域その他事業所の新設又は増設が法令に適合し行われる場所をいう。 (4) 対象施設 次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第3条第2項</u>に規定する認定発電設備を除く。 ア～オ (略) カ 環境対応型施設 <u>新エネルギー</u>、公害防止及び環境リサイクル関連施設のうち、規則で定める施設 キ (略) ク 成長分野関連施設 環境・新エネルギー関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野_____及び医療関連分野に係る事業の用に供する施設のうち、規則で定める施設 (5)～(10) (略) (奨励措置) 第3条 市長は、次条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業

者」という。)に対し、次に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、袖ヶ浦椎の森工業団地内の事業所については、新規立地奨励金の対象としない。

(1)～(3) (略)

(4) カーボンニュートラル促進奨励金

(5) (略)

2 前項に規定する新規立地奨励金、大規模設備投資奨励金、成長分野促進奨励金及びカーボンニュートラル促進奨励金（以下この項において「立地奨励金等」という。）は、事業者が営む対象施設1施設につきいずれかを交付するものとし、地元雇用奨励金は、立地奨励金等のいずれかの交付要件を満たす事業者に交付することができる。

3 (略)

附 則

(失効)

2 この条例は、令和12年1月1日限り、その効力を失う。ただし、同日までに新設、増設又は更新により取得した対象施設については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間
略			
成長分野促進奨励金	成長分野関連施設の新設又は更新で投下固定資産額が3億円以上のもの。	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の60に相当する額（千	対象施設に固定資産税が課せられる

者」という。)に対し、次に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、袖ヶ浦椎の森工業団地内の事業所については、新規立地奨励金の対象としない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

2 前項に規定する新規立地奨励金、大規模設備投資奨励金及び成長分野促進奨励金（以下この項において「立地奨励金等」という。）は、事業者が営む対象施設1施設につきいずれかを交付するものとし、地元雇用奨励金は、立地奨励金等のいずれかの交付要件を満たす事業者に交付することができる。

3 (略)

附 則

(失効)

2 この条例は、令和7年1月1日限り、その効力を失う。ただし、同日までに新設、増設又は更新により取得した対象施設については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間
略			
成長分野促進奨励金	成長分野関連施設の新設又は更新で投下固定資産額が3億円以上のもの。	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の60に相当する額（千	対象施設に固定資産税が課せられる

		円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)。ただし、1事業者につき1年度当たり1億円を限度とする。	こととなる翌年度から5年間			円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)。ただし、1事業者につき1年度当たり1億円を限度とする。	こととなる翌年度から5年間
<u>カーボンニュートラル促進奨励金</u>	<u>カーボンニュートラル促進施設の新設、増設で投下固定資産額が3億円以上のもの又は更新で投下固定資産額が1億円以上のもの。</u>	<u>対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の70に相当する額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）。ただし、1事業者につき1年度当たり1億円を限度とする。</u>	<u>対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間</u>				
地元雇用奨励金	対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	新規雇用者1人当たり30万円とする。	1年度限り	地元雇用奨励金	対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。 <u>ただし、袖ヶ浦市雇用促進奨励金交付規則（平成14年規則第20号）に定める奨励金の対象となる高年齢者等については、新規雇用者から除く。</u>	新規雇用者1人当たり30万円とする。	1年度限り

議案第 1 1 号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦健康づくり支援センター

袖ヶ浦市三ツ作 1 8 6 2 番地 1 2

(2) 設置目的

市民に健康づくりの場を提供し、市民の健康の維持増進を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦健康づくり支援センターの利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの使用料の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの設置目的を達成するために必要な業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦健康づくり支援センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	セントラルスポーツ株式会社
所 在 地	東京都中央区新川 1 丁目 2 1 番 2 号
設立年月日	昭和 4 5 年 5 月 1 3 日
資 本 金	2 2 億 6 , 1 1 7 万 1 0 0 円
従 業 員 数	9 6 3 人 ※令和 6 年 3 月末時点
主たる業務 内容	1 スポーツ施設及びカルチャー教室の経営及び経営コンサルタント 2 スポーツ施設の企画、運営並びにその指導業務 3 スポーツ・トレーニングに係る指導 4 遊戯施設及び多目的ホールの経営、企画、運営及び賃借 5 イベント、レクリエーション活動の企画運営 6 不動産及び動産の賃貸借並びに不動産の売買及

	び管理
7	ビルの管理及びメンテナンス業
8	ホテル、旅館、浴場、各種飲食店の経営及び運営管理
9	介護予防事業 他

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

袖ヶ浦健康づくり支援センターの設置目的を念頭に、公平で平等な施設利用を提供し、「だれもが・いつでも・きがるに」利用でき、末永く愛される施設を目指すとともに、地域活性化及び市民交流を促進するため、次に掲げる取組を実施する。

ア 利用者に親しまれる施設を目指し、接遇研修の実施やWEBアンケート等を通じて利用者の満足度向上に努めるとともに、公式ホームページの作成及びSNSを活用して、施設の周知に努める。

イ ユニバーサルサービスの提供や様々な世代の市民ニーズに合わせた豊富なスポーツプログラムを提供する。

ウ 運動習慣の定着に向けた教室や健康講座等を開催し、健康増進施策と介護予防施策を一体的に実施する。

エ スポーツを通して、子どもたちの可能性を育む事業、子育てを支援する事業及び高齢者がいきいきと暮らせるための取組を実施する。

(2) 管理に対して市が負担する金額（指定管理者候補からの提案金額）

令和7年度 209,880千円

令和8年度 213,180千円

令和9年度 216,700千円

4 指定管理者候補の選定概要について

令和6年10月10日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成１７年条例第１７号。以下「指定手続条例」という。）第５条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長、審査対象の施設担当部署の委員及び当日欠席した委員を除いた委員９名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められたセントラルスポーツ株式会社を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦健康づくり支援センター【公募】

応募団体：3団体（セントラルスポーツ株式会社／シンコースポーツ・日本メックス共同事業体
公益財団法人体力づくり指導協会）

	セントラルスポーツ株式 会社		シンコースポーツ・日本 メックス共同事業体		公益財団法人体力づくり 指導協会	
	順位	得点数	順位	得点数	順位	得点数
①委員	1位	248点	2位	234点	3位	191点
②委員	1位	215点	2位	205点	3位	198点
③委員	1位	206点	2位	201点	3位	191点
④委員	1位	210点	2位	194点	3位	191点
⑤委員	1位	222点	2位	217点	3位	202点
⑥委員	1位	209点	2位	206点	3位	200点
⑦委員	1位	251点	2位	214点	3位	174点
⑧委員	1位	259点	3位	250点	2位	251点
⑨委員	1位	210点	2位	201点	3位	195点
順位獲得数	「1位」	9名	「1位」	0名	「1位」	0名
	「2位」	0名	「2位」	8名	「2位」	1名
平均点	225.56点		213.56点		199.22点	

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数		
								優先交渉 権者	次点交渉 権者	非選定者
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具 体的な手法	30	30	失格	18	24	30	21.33	20.00	18.67
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針	20	105	0	12	16	20	15.56	13.33	13.33
	イ 利用者の増加を図るための具 体的な手法	9		0	3	6	9	5.34	5.12	3.11
	ウ サービスの向上を図るための 具体的手法及び当該施設の効用 を最大限に発揮させるための手 法	31		0	17	24	31	21.09	20.88	17.25
	エ 施設の維持管理の内容、適確 性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13.79	14.01	12.44
	オ 管理に係る経費の削減効果	25		失格	3	20	25	5.89	3.67	2.78
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足る人的 構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び 実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	13.78	13.78	12.89
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	20.22	19.44	18.00
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格/0	24	32	40	26.11	27.11	25.44
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.56	7.56	7.11
④ その他市長等が必要 と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	7.56	7.11	6.22
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.11	14.00	12.44
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.67	6.44	6.44
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	20.66	20.00	18.44
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	10	6.00	0.00	6.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	13.78	14.22	12.44
	キ その他の評価項目	10		0	6	8	10	7.11	6.89	6.22
合 計		345	345	失格	191	276	345	225.56	213.56	199.22

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ評価する。

なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第 1 2 号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市福祉作業所 うぐいす園

袖ヶ浦市大曾根 8 6 2 番地 1

(2) 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「支援法」という。）に規定する生活介護、就労継続支援 B 型等の障害福祉サービスを提供し、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する業務

イ 支援法第 5 条第 1 4 項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 6 条の 1 0 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に関する業務

ウ 支援法第 7 7 条第 5 項に規定する地域生活支援事業で、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援に関する業務

エ 福祉作業所の利用料金の収納に関する業務

オ 福祉作業所の利用の制限に関する業務

カ 福祉作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務

キ 上記に掲げるもののほか、福祉作業所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市福祉作業所は、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスを提供し、利用者の精神的安定と社会的自立の助長を図るため適切な支援が不可欠な施設であることから、利用者と施設管理者との信頼関係を確保できる団体が適当である。

以上により、本施設は、管理委任団体のノウハウの蓄積、事業の継続性及び高度な専門性が求められるとともに、利用者及び保護者との関係のつながりが高い施設であることから、社会福祉法人嬉泉を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人嬉泉
所 在 地	東京都世田谷区船橋 1 丁目 3 0 番 9 号
設立年月日	昭和 4 1 年 1 0 月 2 8 日
資 本 金	2, 7 0 4, 5 4 6, 5 1 5 円（資産の総額）
従 業 員 数	4 6 8 人 ※ 令和 6 年 3 月 3 1 日時点
主たる業務 内容	1 障害児入所施設の経営 2 障害者支援施設の経営 3 児童の福祉の増進についての相談に応ずる事業の経営 4 障害福祉サービス事業の経営 5 障害児通所支援事業の経営 6 特定相談支援事業の経営 7 障害児相談支援事業の経営 他

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 市の条例や関係法令を遵守するとともに、平等な利用を図るため利用受入に関しては「利用者受入検討委員会」を設置し、検討経過の透明性と検討結果の公正さを確保する。

イ 利用拡大を図るために、特別支援学校での説明会や実習の受入れ、また、関係機関との連携を深めることで利用者の増加を目指す。

ウ 管理運営においては、利用者の人格と自発性を尊重して支援し、苦情・トラブル等の対応に関しては「苦情解決責任者」、「第三者委員」を設置し、解決に当たる。

エ 安全管理対策においては、安全配慮の視点から定期的な点検と環境整備に努めるとともに、環境整備計画を作成して、施設の効

率的・効果的かつ継続的な維持管理に努める。

オ 職員体制は、基幹となるサービス管理責任者や主任作業指導員に経験者を配置し、職員研修を計画的に実施し、専門的知識を養い支援の向上を図る。

カ 危機管理においては、利用者の安全配慮の重要性を認識し、事故が起きた時のマニュアルを作成するなど安全対策を図り、災害等緊急時には、緊急連絡網やメールなどの手段により迅速に周知する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)
本施設は、市が負担する指定管理料はなし。

5 指定管理者候補の選定概要について

令和6年10月10日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長、審査対象の施設担当部署の委員及び当日欠席した委員を除いた委員9名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、社会福祉法人嬉泉を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施 設 名：袖ヶ浦市福祉作業所うぐいす園【非公募】

応募団体：社会福祉法人嬉泉

評価点数	1 6 1 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	9 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	85	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮減効果	5		失格/0	3	4	5	3
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	19
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		255	255	失格	149	202	255	161

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。

【欠落事項】ア 指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第 13 号資料

入 札 状 況

- 1 工 事 名 昭和中学校校舎増築工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 袖ヶ浦市神納 3 2 0 4 番地
- 3 開 札 日 令和 6 年 9 月 1 9 日
- 4 落 札 業 者 袖ヶ浦市横田 2 5 7 0 番地
株式会社大鐵建設 代表取締役 露崎 利行
- 5 落 札 価 格 6 7 5 , 5 1 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
- 6 工 期 議決のあった日の翌日から令和 8 年 2 月 9 日まで
- 7 開 札 結 果 （消費税及び地方消費税抜き価格 単位：円）

入札業者	技術評価点 ※ 1	入札金額	評価値 ※ 2	備考
(株)大鐵建設	120.000	614,100,000	1.9540	落札者
日建(株)	108.571	566,870,000	1.9152	失格 (低入札) ※ 3
(株)千葉エンジニア				無効
(株)北袖商事				辞退
(株)大松建設				辞退

※ 1 技術評価点は 120 点を上限とする。

※ 2 総合評価落札方式は、評価値の最も高い者を落札者とする。

評価値＝技術評価点÷入札金額×10の累乗

※ 3 入札金額が低入札価格調査制度の失格判定基準を下回ったため、失格となったもの。

評 価 調 書

工事番号	主務課・事務所名	工 事 名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工 事 概 要
工一41	袖ヶ浦市総務部 管財契約課	昭和中学校校舎増築工事(建築工事)	袖ヶ浦市神納3204番地	734,250,000円	制限付き一般競争入札 (総合評価落札方式)	木造 2階建て 建築面積:769.74㎡ 延床面積:1,272.04㎡

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企 業 の 技 術 力									企業の信頼性・社会性								自由項目	その他				
企 業 の 施 工 能 力			配置予定技術者の能力						地域 精通度	地域貢献度					安全衛生・社会福祉		災害活動 実績	手持ち 工事量				
施工実績	工事成績	優秀工事	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	市内施工 実績	災害協定	消防団事 業所認定	市内企業 の活用	営業拠点	ボランティ ア実績	建災防	地域特有 貢献			合 計	加算点	標準点	技術評価点
2	6	2	0	2	2	2	1	1	2	3	1	2	2	2	1	1	1	1	34	20	100	120

【技術資料の審査結果】

	業 者 名	施工実績	工事成績	優秀工事	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	市内施工 実績	災害協定	消防団事 業所認定	市内企業 の活用	営業拠点	ボランティ ア実績	建災防	地域特有 貢献	災害活動 実績	手持ち 工事量	合 計	加算点 ※4	標準点	技術評価点 ※5
1	(株)大鐵建設	0	3	0	0	2	0	0	0	0	2	3	1	2	2	2	1	1	1	1	21	20.000	100	120.000
2	日建(株)	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	9	8.571	100	108.571
3	(株)千葉エンジニア																							—
4	(株)北袖商事																							—
5	(株)大松建設																							—

※4 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。評価項目配点の合計が最高の者に加算点の最高点(20点)を与え、他の者は按分して加算点を与える。

加算点の按分 20点(最高点)×当該事業者評価項目配点の合計÷評価項目配点の最高点

(株)大鐵建設 20.000点 (評価項目配点の合計が最高のため20点)

日建(株) 8.571点 (按分で算出 20点×9÷21 小数点第4位以下切捨て)

※5 技術評価点の算出

技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(20点)

(株)大鐵建設 100点＋20.000点＝120.000点

日建(株) 100点＋ 8.571点＝108.571点

議案第 19 号資料

高 野 隆 晃 氏 略 歴

(学 歴)

平成 7 年 3 月

(職 歴)

平成 8 年 4 月

平成 12 年 7 月

(その他の経歴)

平成 25 年 12 月

平成 26 年 7 月

平成 28 年 4 月

平成 28 年 4 月

平成 28 年 4 月

平成 29 年 7 月

令和 2 年 4 月

令和 2 年 12 月

令和 3 年 4 月

議案第 20 号資料

袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

1 規約制定の背景及び目的

君津地域 4 市の救急急病医療事業に関する事務については、君津郡市広域市町村圏事務組合が処理しており、夜間等における急病患者に対する応急的な初期医療や、手術や入院が必要な患者に対応する二次救急医療については、君津郡市広域市町村圏事務組合が君津木更津医師会に業務委託し、診療を行っています。

君津郡市広域市町村圏事務組合のあり方については、平成 28 年 12 月にかずさ 4 市議会議長会から「君津郡市広域市町村圏事務組合の業務の見直しを求める要望書」が提出され、平成 29 年 7 月に「君津郡市広域市町村圏事務組合あり方検討委員会」を組織し、今後の方向性について協議を重ねた結果、救急急病医療事業のうち君津郡市夜間急病診療所については、令和 3 年 12 月の関係市市長会議にて木更津市への事務移管が決定し、二次救急医療に係る事務の移管についても検討を進めることとされました。

君津郡市夜間急病診療所の木更津市への事務移管にあたっては、現行の運営形態である君津木更津医師会への業務委託方式で調整を進めてきましたが、令和 5 年 10 月に厚生労働省から、医療行為そのものを外部へ業務委託することは医療法上想定されておらず、現行の業務形態では開設許可が出せないとの見解が示されました。

その後、4 市救急医療担当部署及び君津木更津医師会等関係者間で協議を重ね、医師等を木更津市の会計年度任用職員として任用する木更津市直営方式とし、令和 7 年 4 月に供用開始とすることについて、本年 6 月の当地域の医療関係者及び構成 4 市で組織される地域救急医療協議会において承認を受け、本年 9 月の議会全員協議会で報告しました。

また、救急急病医療事業のうち、二次救急医療機関運営事業に関する事務についても、同協議会において、木更津市への事務移管に向け調整を進めるとの方針が示されたことから、関係者間で協議を進め、今般、地域救急医療協議会の運営に関する事務を含めた救急急病医療事業全般を令和7年4月に木更津市へ事務移管することとなりました。

君津郡市広域市町村圏事務組合で処理している本市の救急急病医療事業に関する事務を木更津市に委託するに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定により、木更津市と協議により規約を定める必要があり、この協議については、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経なければならないものです。

2 規約の施行期日

令和7年4月1日

3 他市の状況

木更津市に救急急病医療事業に関する事務を委託する全ての団体において、令和6年12月市議会定例会に議案を上程する。

4 規約における基本的事項

第1条（趣旨）

規約の趣旨について規定するものです。

第2条（委託事務の範囲）

袖ヶ浦市が木更津市に委託する事務の範囲について規定するものです。

第3条（管理及び執行の方法）

委託事務の管理及び執行について規定するものです。

第4条（経費の負担）

委託事務の管理及び執行に係る経費について規定するものです。

第5条（予算の計上）

委託事務の管理及び執行に係る予算の計上について規定するものです。

第6条（収入の帰属）

委託事務の管理及び執行に係る収入の帰属について規定するものです。

第7条（決算の場合の措置）

決算の通知について規定するものです。

第8条（連絡会議）

連絡会議について規定するものです。

第9条（条例等改廃の場合の措置）

条例等を改廃する場合の措置について規定するものです。

第10条（委任）

その他規約に定めのない事項は協議して定めることについて規定するものです。

附 則

この規約の施行期日等について規定するものです。

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約新旧対照表

改 正 後	現 行
(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)・(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (組合の経費の支弁方法) 第11条 (略) <u>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。</u> 3 (略)	(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)・(2) (略) (3) <u>救急急病医療事業に関すること。</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (組合の経費の支弁方法) 第11条 (略) <u>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体に該当する市は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。</u> 3 (略)

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 後		現 行	
別表第1（第2条関係） 千葉市（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村 圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）		別表第1（第2条関係） 千葉市（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村 圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）	
別表第2（第3条第1項関係）		別表第2（第3条第1項関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に 掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境 衛生組合</u> （君津郡市広域市町 村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）	第3条第1項第1号に 掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳 市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町 村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）
略		略	
第3条第1項第3号に 掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境 衛生組合</u> （君津郡市広域市町 村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連 合まで略）	第3条第1項第3号に 掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳 市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町 村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連 合まで略）
第3条第1項第4号に 掲げる事務	銚子市（館山市から御宿町まで略） <u>鋸南町</u> _____	第3条第1項第4号に 掲げる事務	銚子市（館山市から御宿町まで略） <u>鋸南町</u> <u>布施学校組合</u>
略		略	
第3条第1項第11号 に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境</u>	第3条第1項第11号 に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳</u>

	<u>衛生組合</u> (君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)		<u>市ほか二町環境衛生組合</u> (君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)
略		略	

諮問第1号資料

武井千尋氏略歴

(学歴)

昭和61年 3月

(職歴)

昭和61年 4月

平成 3年 4月

平成13年 9月

平成23年 8月

平成28年 1月～

平成29年10月

平成29年11月～

令和 5年 3月

(その他の経歴)

平成19年 4月

平成20年 4月

平成31年 4月

平成31年 4月